

令和 7 年度 認証評価

湊川短期大学

自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	25
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	39
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	44
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	46
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	57
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	69
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	76
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	76
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	79
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	81
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	84
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、湊川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 30 日

理事長

浅井 祐子

学長

鶴田 祥子

ALO

佐々木 聡

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

大正 8(1919)年	2 月	幸田たま、神戸市兵庫区に裁縫女塾を創設
大正 10(1921)年	3 月	湊川裁縫女学校と改称
大正 11(1922)年	12 月	武庫郡西灘村（現、神戸市灘区）に移転
昭和 3(1928)年	4 月	甲種実業学校に昇格し、湊川高等女子職業学校と改称
昭和 5(1930)年	4 月	湊川高等実業女学校と改称
昭和 8(1933)年	3 月	商業科増設認可
昭和 13(1938)年	7 月	阪神大水害により神戸市灘区（関西学院中学部跡）に移転
昭和 15(1940)年	4 月	神戸市灘区に新校舎を建設し移転
昭和 17(1942)年	3 月	財団法人湊川学園湊川高等女学校へ昇格認可により、湊川高等女学校と改称
昭和 20(1945)年	6 月	戦災により校舎全焼
	12 月	有馬郡三田町（現、三田市三田町）に疎開し、正覚寺を仮校舎とする
昭和 21(1946)年	5 月	有馬郡藍村下相野（現、三田市下相野）に移転
昭和 23(1948)年	7 月	湊川家政学園設立認可
昭和 24(1949)年	3 月	財団法人湊川学園及び湊川高等女学校閉鎖・廃校
昭和 25(1950)年	9 月	準学校法人湊川相野学園設立認可
昭和 27(1952)年	3 月	学校法人湊川相野学園設立認可、湊川家政短期大学設置認可
	4 月	湊川家政短期大学開学
昭和 29(1954)年	2 月	湊川家政高等学校開校
	6 月	湊川家政学園を廃止
昭和 31(1956)年	8 月	三田市四ツ辻に新校舎完成し、移転
昭和 33(1958)年	10 月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
		湊川家政高等学校を湊川女子高等学校と改称
昭和 37(1962)年	11 月	三田市より相野支庁舎の払い下げを受ける
昭和 38(1963)年	5 月	相野学舎の整備に伴い短期大学四ツ辻学舎より移転
昭和 40(1965)年	1 月	短期大学保育科設置認可
昭和 41(1966)年	2 月	短期大学保育科に保母養成所として指定・認可
	3 月	短期大学附属西舞子幼稚園、相野幼稚園設置認可
昭和 44(1969)年	4 月	短期大学家政科に養護教諭免許状取得課程設置
	11 月	創立 50 周年記念式典挙行
昭和 45(1970)年	3 月	短期大学附属神陵台幼稚園設置認可
昭和 46(1971)年	2 月	短期大学児童教育学科設置認可

昭和 54(1979) 年	3 月	相野学舎に高等学校新校舎竣工、四ツ辻校舎より移転
	11 月	学園創立 60 周年記念式典挙行
昭和 55(1980) 年	3 月	短期大学家政学科に栄養士養成施設指定・認可
昭和 57(1982) 年	10 月	短期大学開学 30 周年記念式典挙行
昭和 59(1984) 年	4 月	高等学校創立 30 周年記念式典挙行
昭和 62(1987) 年	3 月	短期大学附属相野幼稚園廃園
	4 月	短期大学附属北摂中央幼稚園設置認可
平成 元(1989) 年	10 月	学園創立 70 周年記念式典挙行
平成 3(1991) 年	9 月	短期大学創立 40 周年記念行事
平成 5(1993) 年	3 月	短期大学附属北摂学園幼稚園設置認可
平成 6(1994) 年	2 月	湊川女子高等学校創立 40 周年記念式典挙行
平成 11(1999) 年	11 月	学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 12(2000) 年	1 月	短期大学介護福祉士養成施設指定認可
平成 13(2001) 年	11 月	短期大学附属キッズポート保育園設置認可
平成 14(2002) 年	5 月	短期大学創立 50 周年記念式典挙行
平成 15(2003) 年	4 月	湊川短期大学と改称、男女共学化に移行
平成 16(2004) 年	4 月	三田松聖高等学校と改称、男女共学化に移行 短期大学に認定専攻科幼児教育専攻設置
	10 月	三田松聖高等学校創立 50 周年記念式典挙行
平成 19(2007) 年	4 月	短期大学に認定専攻科健康教育専攻設置
平成 29(2017) 年	3 月	短期大学附属ぽるとこども園設置認可
令和 元(2019) 年	11 月	学園創立 100 周年記念式典挙行
令和 3(2021) 年	10 月	短期大学附属神陵台幼稚園創立 50 周年 50 歳おめでとうパーティー開催（新型コロナウイルスのため式典開催せず）
令和 4(2022) 年	11 月	短期大学附属キッズポート保育園創立 20 周年記念運動会開催（新型コロナウイルスのため式典開催せず）
令和 5(2023) 年	11 月	短期大学附属北摂学園幼稚園創立 30 周年記念式典挙行

< 短期大学の沿革 >

昭和 27(1952) 年	4 月	学校法人湊川相野学園湊川家政短期大学開学
昭和 33(1958) 年	10 月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
昭和 40(1965) 年	4 月	保育科設置（幼稚園教諭養成課程）
昭和 41(1966) 年	2 月	保母養成所として指定認可
	4 月	短期大学附属西舞子幼稚園及び相野幼稚園設置
昭和 44(1969) 年	4 月	家政科に養護教諭養成課程増設
		保育科を幼児教育科と名称変更
昭和 45(1970) 年	4 月	短期大学附属神陵台幼稚園設置
昭和 46(1971) 年	4 月	家政科を家政学科と名称変更

		幼児教育科を改組し児童教育学科設置 (小学校教諭及び幼稚園教諭養成課程)
昭和 47(1972) 年	4 月	家政学科に衣料管理士養成課程設置
昭和 55(1980) 年	4 月	家政学科に栄養士養成課程設置
昭和 57(1982) 年	4 月	短期大学附属北摂第一幼稚園設置
	10 月	短期大学開学 30 周年記念式典挙行
昭和 62(1987) 年	4 月	家政学科に生活科学専攻・食物栄養専攻設置
		短期大学附属北摂中央幼稚園設置
平成 5(1993) 年	4 月	短期大学附属北摂学園幼稚園設置
平成 12(2000) 年	4 月	家政学科に生活福祉専攻設置 (介護福祉士養成課程)
平成 13(2001) 年	4 月	家政学科を改組し、人間生活学科に人間健康専攻と 生活福祉専攻の 2 専攻とする。児童教育学科初等教育専攻 を廃止、児童教育学科を幼児教育学科と名称変更
	12 月	短期大学附属キッズポート保育園開設
平成 14(2002) 年	4 月	食物栄養専攻を廃止
	5 月	短期大学創立 50 周年記念式典挙行
平成 15(2003) 年	4 月	湊川短期大学と改称、男女共学に移行
平成 16(2004) 年	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科幼児 教育専攻設置
		幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 19(2007) 年	3 月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
		独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科健康 教育専攻設置
平成 22(2010) 年	11 月	湊川短期大学と愛知学泉短期大学 (愛知県岡崎市) との相 互評価を実施
平成 23(2011) 年	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属北摂第一幼稚園開設
平成 25(2013) 年	4 月	三田市地域子育て支援センターを短期大学附属北摂学園 幼稚園から移設
平成 26(2014) 年	3 月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
平成 27(2015) 年	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属西舞子幼稚園設置
		認定こども園 湊川短期大学附属神陵台幼稚園設置
		認定こども園 湊川短期大学附属北摂中央幼稚園設置
		認定こども園 湊川短期大学附属北摂学園幼稚園設置
平成 28(2016) 年	4 月	キャリア教育センター、地域連携センター、学生相談 センター開設
		短期大学本館竣工
平成 28(2016) 年	12 月	湊川短期大学と愛知学泉短期大学 (愛知県岡崎市) との相 互評価を実施

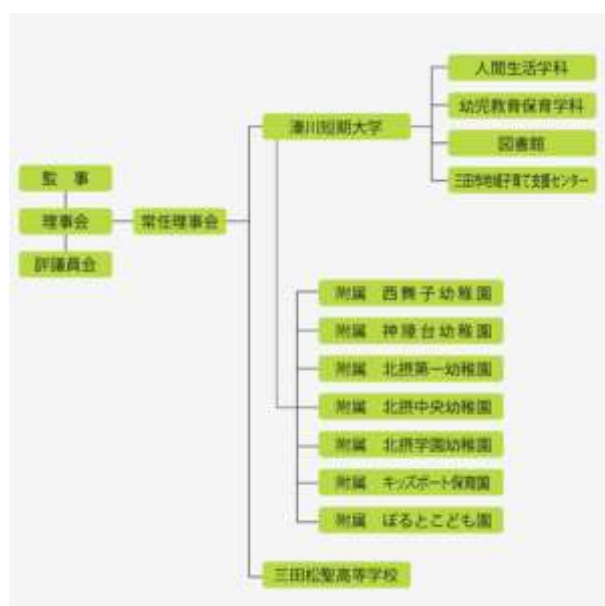
平成 29(2017)年	3 月	湊川短期大学附属ぽるとこども園開設
		人間生活学科生活福祉専攻を廃止
令和 2(2020)年	4 月	専攻科生活福祉専攻設置
		短期大学認証評価、機関別評価結果「適格」の認証を受ける
令和 3(2021)年	3 月	専攻科幼児教育専攻を廃止
令和 6(2024)年	11 月	湊川短期大学と愛知学泉短期大学（愛知県岡崎市）との相互評価を実施
令和 7(2025)年	3 月	専攻科生活福祉専攻を廃止
令和 8(2026)年	3 月	専攻科健康教育専攻を廃止

(2) 学校法人の概要

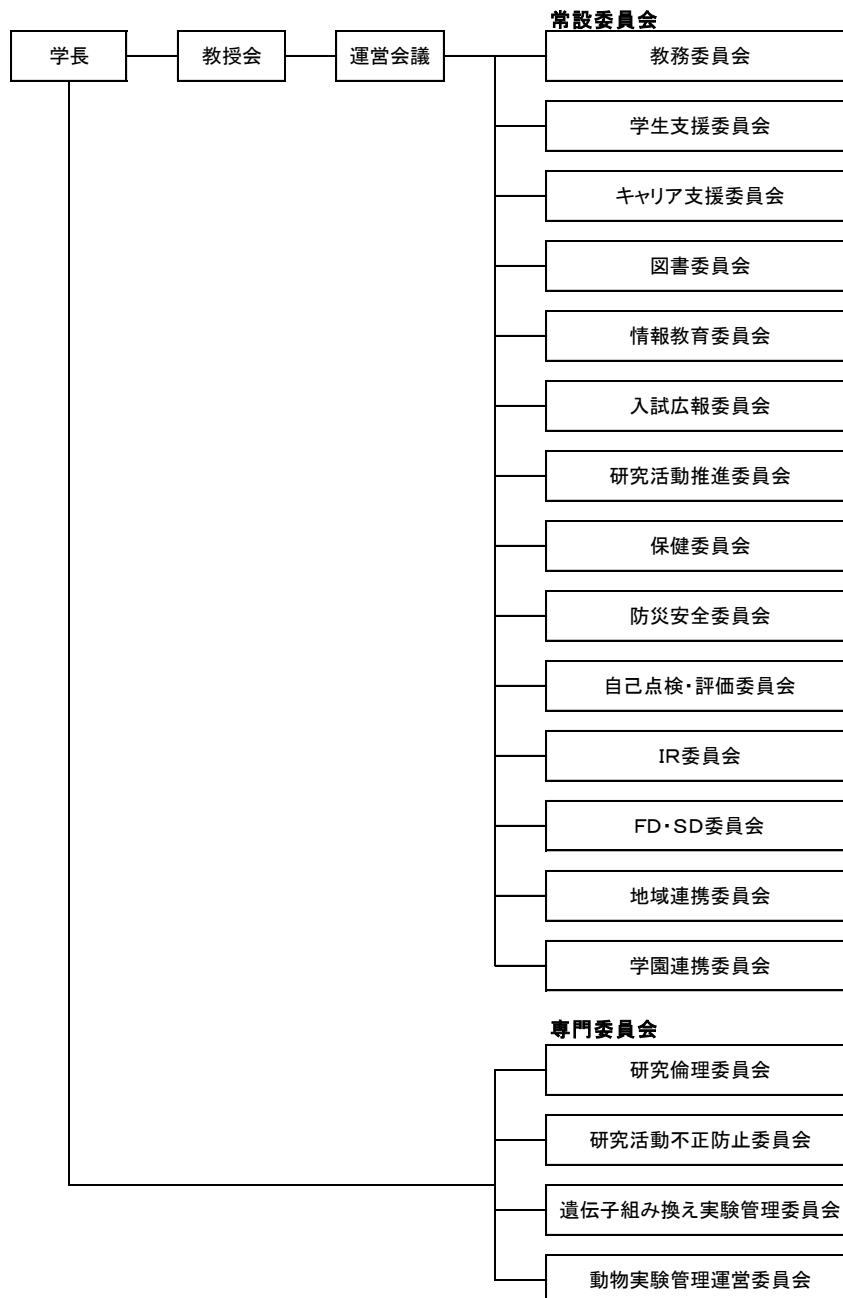
教育機関名	所在地	入学・ 入園定員	収容 定員	在籍 者数
湊川短期大学	兵庫県三田市四ツ辻 1430	100	200	162
三田松聖高等学校	兵庫県三田市四ツ辻 1430	210	810	644
湊川短期大学附属 西舞子幼稚園	兵庫県神戸市垂水区南多聞台 5 丁目 8-1	72	220	147
湊川短期大学附属 神陵台幼稚園	兵庫県神戸市垂水区神陵台 5 丁目 8-6	60	240	98
湊川短期大学附属 北摂第一幼稚園	兵庫県三田市武庫が丘 4 丁目 10	68	300	161
湊川短期大学附属 北摂中幼稚園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	125	305	206
湊川短期大学附属 北摂学園幼稚園	兵庫県三田市学園 7 丁目 1-3	50	145	115
湊川短期大学附属 キッズポート保育園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	15	70	74
湊川短期大学附属 ぼるとこども園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 3-1	8	19	16

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在



湊川相野学園 組織図



湊川短期大学 組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を越えて北へ約 25km、大阪市より北西へ約 35km の圏域にある。大都市圏のベッドタウンとして急速な都市化が進んだ一方で、豊かな自然やのどかな田園風景も残っている。そのため産業は、第一次産業（農業（三田米、母子茶など）・畜産業（三田牛））から、第二次産業（北摂三田テクノパーク（総面積 136.1ha））、人口増に対応した大規模な商業施設の開発など、多様な形態が見られる。

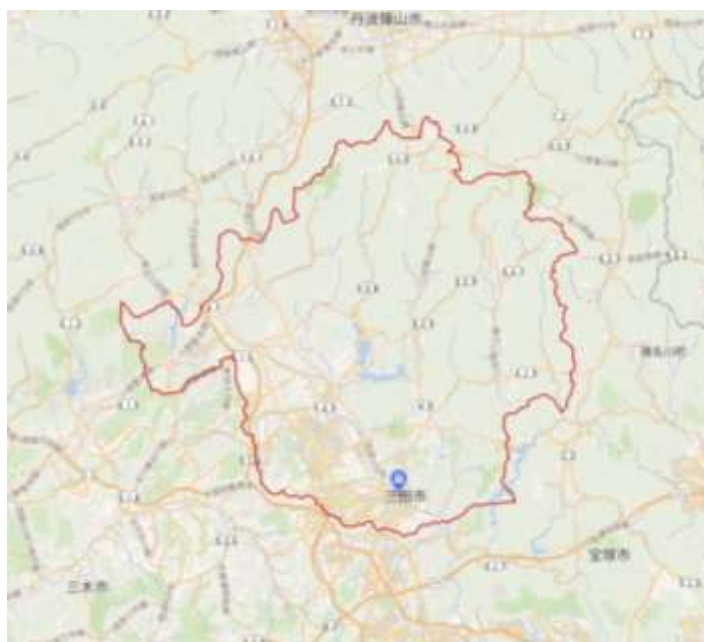
人口は昭和 60（1985）年まで 3 万人台で推移していたが、ニュータウン開発によ



り急激に増加し、昭和 62（1987）年から平成 8（1996）年まで 10 年連続で人口増加率日本一になる状況であった。その後は増加スピードも次第に緩やかになり、平成 25（2013）年以降は減少に転じ令和 2（2020）年には人口は約 11 万人となっている。

このように本学が位置する三田市は、人口が急増し、現在は成熟期を迎えた地域であり、関西学院大学神戸三田キャンパス、湊川短期大学、兵庫県立人と自然の博物館など高等教育・研究機関との連携を活かしたまちづくり、若者が集うまちづくりが目指されている。（出典：2022 年発行『第 5 次三田市総合計画』）この中で本学も地域の元気を創出する教育機関として、また地域の保育者養成機関としての役割を担っている。併せて、市内にある 5 つの短期大学の附属幼稚園・保育園は地域に欠かせない幼児教育保育施設、子育てを支援施設として大きな役割を果たしている。また、兵庫県内の短期大学で、瀬戸内側の大都市圏から離れた田園地域に位置する短期大学は 2 校（豊岡短期大学、本学）のみであり、その中では通学の利便性が高く、本学以北の地域からも信頼を置かれている。

- 短期大学所在の市区町村の全体図 （出典 <http://ja.wikipedia.org/>）



（出典：<http://ja.wikipedia.org/>）

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82#/map/0>

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況



表4 産業(大分類)別事業所数、従業員数及び事業所あたりの従業員数(民営事業所)

産業大分類	事業所数		従業員数(人)		1事業所あたりの従業員数
	件数	構成比	総計	構成比	
A～E製造業(23業を除く)	1,720	100.0%	28,476	100.0%	14.5
A～E農林漁業	15	0.8%	171	0.4%	11.4
C鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.2%	67	0.2%	4.6
F建設業	293	1.4%	977	3.0%	4.8
G製造業	124	6.4%	8,316	28.9%	67.1
F電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.2%	54	0.2%	13.5
H情報通信業	15	0.8%	785	2.7%	52.3
I運輸業、郵便業	48	2.7%	1,937	6.8%	40.1
J卸売業、小売業	885	50.9%	6,838	23.9%	7.7
K金融業、保険業	42	2.4%	1,398	4.9%	33.3
L不動産業、物品賃貸業	122	6.2%	876	3.1%	7.2
M学芸娯楽、スポーツ業	111	6.1%	871	3.1%	7.8
N宿泊業、飲食サービス業	223	12.9%	3,394	11.9%	15.2
P生活関連サービス業、娯楽業	248	13.6%	1,774	6.2%	7.2
Q教育、研究、開発業	148	8.0%	1,388	4.9%	9.4
R芸術、文化、スポーツ・レジャー業	119	6.3%	8,421	29.5%	70.7
計	2,221	100.0%	4,481	100.0%	20.2

※資料は国勢調査結果より

三田の経済(平成28(2016)年経済センサスー活動調査結果より)(PFD:3,840KB)

https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/18/gyomu/sangyo_shinko/shokogyo/28184.html

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫	68	59.1	53	56.4	77	64.7	45	50.0	50	52.6
大阪	9	7.8	5	5.3	4	3.4	6	6.6	7	7.4
京都	22	19.1	18	19.1	21	17.6	16	17.8	16	16.8
和歌山	3	2.6	2	2.1	4	3.4	2	2.2	2	2.1
上 記 以 外近畿	0	0.0	4	4.3	1	0.8	0	0.0	2	2.1
中国	8	7.0	3	3.2	7	5.9	5	5.6	9	9.5
四国	3	2.6	2	2.1	3	2.5	5	5.6	4	4.2
九州	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	1.1	2	2.1
その他	1	0.9	7	7.5	2	1.7	10	11.1	3	3.2
合計	115	100	94	100	119	100	90	100	95	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- 1 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）	
1	アセスメントポリシーや実施計画は確立されているが、エビデンスに基づいた有効な振り返り、改善し確立されておらず、IR 委員会を中心にした有効な査定体制を整えることが望まれる。
2	単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。
(b) 対策	
1	IR 委員会において、本学における IR 活動の可能性についての議論に着手し、一部のデータをもとにエビデンスに基づいた振り返りを行った。

2 令和3（2021）年度3月の教授会で、学則に明示することを決定。
(c) 成果
1 中京大学短期大学部と連携して、IR活動の充実に関する合同研修会を開いた。
2 学則に明記し、令和3（2021）年4月1日より実施。

- 2 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- 3 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- 4 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

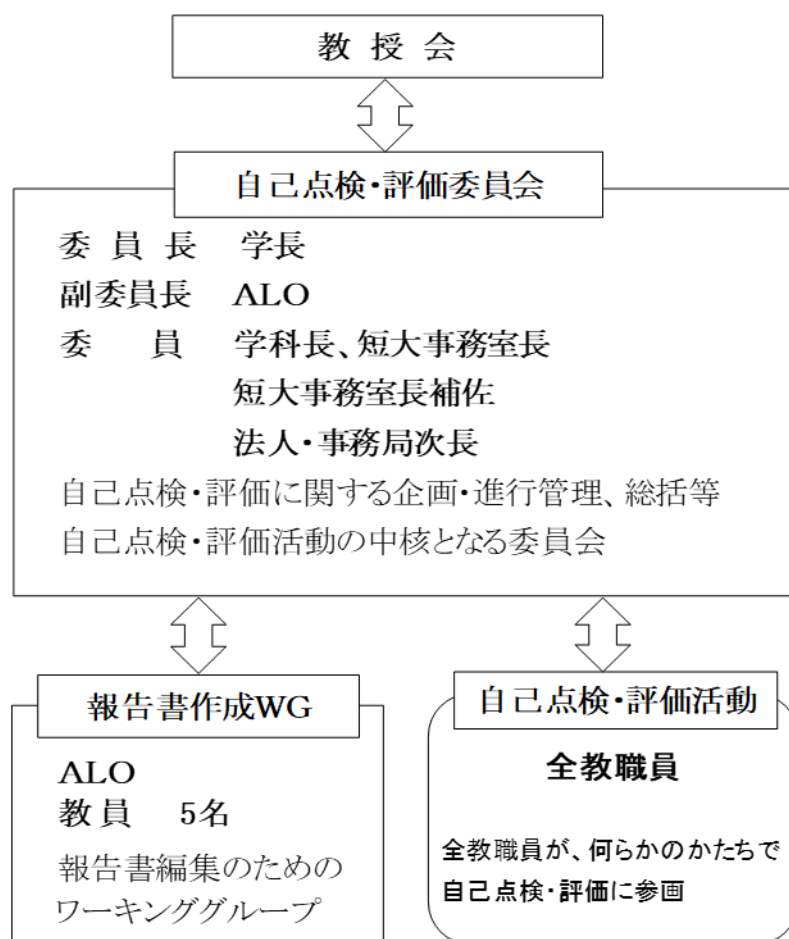
公的資金の管理については、「湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」、「湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制」等の規程の他、相談窓口を設け、公的研究費を適正に管理・運用している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	鶴田 祥子	湊川短期大学 学長
副委員長	佐々木 聡	ALO
委員	溝上 彩	人間生活学科長
委員	安井 良尚	幼児教育保育学科長
委員	若林 三枝	短大事務室長
委員	渡邊 裕之	短大事務室長補佐
委員	前中 美幸	短大事務室長補佐
委員	小川 剛	法人事務局次長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本委員会は学長のリーダーシップのもとで、ALO及び各学科長・短大事務室・法人本部から選ばれるメンバーによって構成されており、短期大学全体の自己点検・評価に関する取り組みの統括をしている。

自己・点検評価は各項目について分担執筆の形をとっており、すべての教職員が何らかの形でかかわるようになっている。各学科・委員会・センターでは、必要に応じて記述内容の確認をし、課題などについても事前に共有している。また報告書は作成後すぐに公開され、課題を整理したものが教授会で報告され、すべての教職員が内容を確認するとともに課題を共有する態勢がとられている。また自己点検・評価を実施するにあたって確認された課題を集約した「湊川短期大学活動計画実施報告集」が別に作られ、教職員全員に配られるとともに半期ごとに課題解決の進捗を記入し確認する態勢をとることによって、PDCAサイクルを実施している。

また学生の学修成果の獲得に関わる点検と評価を軸にするアセスメントポリシーが策定されており、自己点検評価委員会は短期大学全体の事項に関わるアセスメントを担当することになっているほか、教務委員会とFD・SD委員会と連動した一体的なアセスメントに取り組んでいる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

- ・ 令和7（2025）年度 自己点検・評価報告書作成
- ・ 愛知学泉短期大学との相互評価を実施
- ・ 令和8年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会参加

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 建学の精神 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 2 教育目的・目標 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 3 湊川短期大学 学則
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 7 教務案内
 - 8-2 大学案内[2026（令和 8）年度]
 - 9-2 学生募集要項[2026（令和 8）年度]
 - 11 教授会議事録
 - 13-1 ウェブサイト「湊川について」（教育情報の公開）教育研究上の目的 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 備付資料
- 3 湊川相野学園創立 100 周年記念誌
 - 4 末本 誠「湊川学研究の発展に向けて」湊川短期大学紀要第 56 集、pp. 71-75 2019（令和元）年度

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

母体である湊川相野学園の「建学の精神」と「学園の教育目標」を基に「湊川短期大学の教育指針」及び「湊川短期大学の教育目標」が定められており、これらが総体として本学の存在理由及び教育理念・理想を明確に示すものになっている。これら本学の建学に関わる基本理念・理想は、学則の「目的及び使命」において「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、高い教養と人間生活、幼児教育・保育に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、良識と実践力を備えた有為な社会人を育成することを通じて、平和で持続的な社会の発展に寄与することを目的とする」と、明確に規定されている（学則第 1 条）。（提出 - 1、2、3、4、7、8-2、9-2）（規程集-1）

本学の建学に関わる基本理念や理想は、「建学の精神」において「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」と述べられていることや、「湊川短期大学の教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的技能をあわせもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とす

る、平和で持続的な社会の発展に資する有為な人材を育成する」と述べられていることのように、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。この点は、学則第1条の冒頭で「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき…」と明確に謳われていることによって、さらに明らかなものになっている。(提出 - 3、4、13-1)

「建学の精神」には「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする」と、3回にわたる壊滅的な災害(水害・戦災・火災)を乗り越えてきた本学の創設者によって確立された、私立学校としての個別・固有の理念が示されている。

これら建学に関わる基本文章はウェブサイトに掲載されているほか、大学案内、学生募集要項に収録されており、その配布を通じて広く学内外に公表・表明されている。また学園正門近くのモニュメントで「建学の精神」としての文言を掲示し、学内のみならず学外の来校者も目に触れるように設置している。

理事長は、新任教職員研修、入学・卒業式での祝辞等において本学の「建学の精神」が有する意味を説明・周知する場を設けている。また学長も諸行事及び教授会、オリエンテーション時の「湊川のあゆみ」の講話の中でこの文章を取り上げることによって、教職員及び学生が「建学の精神」を理解し共有する機会を設けている。「建学の精神」関連文章は、平成31(2019)年の学園創立100周年を前に学園の校種間にあった「建学の精神」関連の表現の相違を統一するための修正が行われ、これを基に学園の教育全体を一体的に発展させる必要が確認された。(提出 - 11)(備付-3、4)

創設者が建学にかけた願い(理想)に関わる建学当時の創設者の事績にかかわる新しい発見が「湊川学研究の発展に向けて」(末本 誠『湊川短期大学紀要』第56集、令和元(2019)年度)としてまとめられ、教授会においてもその事実が紹介された。(備付 - 4)また令和7(2025)年度からの中期計画策定の際も、教職員全員で建学の精神の文言の持つ意味を探り、新たなキーコンセプト「変わりゆく時代に、挑戦する力と誠実な心で未来を拓く～多様性を尊重し、地域と共に成長する～」として定め、教職員が一丸となって教育にあたることを共有している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

度重なる災害にあったため、本学園創立当時を知る資料が全く残されていない中で、この間の調査活動により、いくつかの新しい発見があった。それらによれば、本学には現東京家政大学を介して福沢諭吉に代表される近代的な女子教育の思想が、成蹊大学を介して大正自由教育の思想が流れていることが判明した。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 2 教育目的・目標 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
3 湊川短期大学 学則
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
5 履修ガイド <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7 教務案内
8-2 大学案内 [2026 (令和 8) 年度]
9-2 学生募集要項 [2026 (令和 8) 年度]
10-2 総合型選抜ガイド [2026 (令和 8) 年度]
11 教授会議事録
13-1 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 教育研究上の目的
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 1 湊川短期大学 学則
36 湊川短期大学 教科目履修規程

- 備付資料 5 地域連携会議議事録及び資料
7-1 ウェブサイト「卒業生・一般の方へ」(地域連携)
<https://www.minatogawa.ac.jp/local.html>
8 学園連携ワーキンググループ会議議事録
10 学科会議事録

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は基準 I-A において示した「建学の精神」と「学園の教育目標」に基づいて短期大学の「教育指針」と「教育目標」を定めており、これらと一体性を保ちながら学則において各学科・専攻課程の教育研究上の目的が、次のように定められている(学則第2章の2)。(提出 - 3)(規程集-1)

(1) 人間生活学科

生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

「建学の精神」の前段にある「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする」は、本学の教養教育と専門教育の全体を通して学生が獲得する人間性全体に関わる資質・能力の表示であり、学則が示す各学科・専攻課程における専門教育によって達成される学修成果の基盤に位置づく。また後段の「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」は、以下に示す各学科・専攻課程の教育目的・目標において、各専門の具体的な資質・能力形成上の課題として提示されている。「湊川短期大学教育目標」については、次のⅠ-B-2において説明する。

以上を受けて各学科・専攻課程は、それぞれの具体的な教育目的・目標を以下のように設定している。

【人間生活学科】

教育研究上の目的：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。（提出-3）（規程集-1）

教育目標：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、生活科学の視点から心身の健康に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

【幼児教育保育学科】

教育研究上の目的：豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。（提出-3）（規程集-1）

教育目標：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる。

これらの本学における各学科・専攻課程の教育研究上の目的・目標は、学内外に向けて学生便覧、学則をウェブサイトに掲示することによって広く表明されている。（提出 - 3、4、13-2）また非常勤講師向けに教務案内を作成し、各学科・専攻課程の教育目標を明示し理解を図っている。（提出 - 7）

本学では、学科長を中心にチューターや科目担当者が情報共有をし、学生の教育目的・目標の達成状況を把握している。達成状況に問題があり、学籍異動を検討せざるを得ないよう

な学生に関わるような案件については、学科会で取り上げ、時間をかけて議論し共有している。

人間生活学科では、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当科目における学生の教育目的・目標の達成状況を把握している。個々の学生の全体的な状況については、クラスに配置されているチューターが把握し、卒業に向けてきめ細かな指導を行っている。また教育目的・目標の達成状況に問題がある学生については、学科で情報を共有しながら集団で状況の把握に努めている。

幼児教育保育学科でも、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当する科目における教育目的・目標の達成状況を把握している。また、個々の学生の全体的な教育目的・目標の達成状況については、各クラスに配置されているチューターが把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。さらに、学修における問題がある学生については、学科会等で情報を共有することで、状況を常に把握している。(備付 - 10)

これらの各学科・専攻課程の教育目的・目標は毎年度、年度末の学科会において論議され、本学の教育活動が地域からの期待に応えるものになっているかどうかを点検し、必要がある場合には修正を行っている。また年2回開催されている地域連携会議において、これら各学科・専攻課程の教育目的・目標及びシラバスの概要等を説明し、高等学校関係者を含む委員からの意見を求め意見交換を行うという形で、学外者の視点からの点検・検討を定期的に行っている。幼児教育保育学科の在学生については、実習に関する打ち合わせ会等を通じて実習園との連携と情報共有を密にしているほか、保育現場が求める資質形成を本学の教育目的・目標及びそれに基づく指導に反映させるよう、常にその把握に努めている。附属園との関係では、実習の質向上に関する合同での会議の場を設けているほか、本法人として「求められる保育者像」を明らかにするための短期大学教員と附属園教員合同の研修会を開催している。また理事長のリーダーシップの下で、高等学校・短期大学・附属園を要する学園として一貫した保育者養成に取り組む学園連携プロジェクトが始動しており、令和3(2021)年度から三田松聖高等学校に「保育探究類型」が開設された。(備付 - 8、9)

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は「建学の精神」と「湊川短期大学教育指針」を基に、「湊川短期大学教育目標」を策定している。これは教職員全員が参加した議論を基に作られたものであり、教職員には形成したい学生の人間的な力を意味すると同時に、学生にとっては自身が在学期間に獲得する職業人・社会人としての基本的な資質・能力(学修成果及び到達目標)を定めたものである。この文章は、「建学の精神」を構成する「i 何事にもくじけぬ不屈の精神」「ii 誠をもって貫き通す強い意志の力」「iii 平和を尊ぶ高い徳性と健全な心身」「iv 新時代に即応できる知性や技術」「v 有為な社会人」を、今日的な言葉に置き換え、より具体的な資質・能力として定めている。

- ① 自分の目的に向けて前向きに努力することができる (i に対応)
- ② 人権意識を持ち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる (ii・iii に対応)
- ③ 人と協調して仕事(課題解決)に取り組むことができる (i・ii に対応)

- ④ 地域の課題を自分のこととして受け止めることができる（iv・vに対応）
- ⑤ 先を見通して必要な手順を組み立てることができる（iv・vに対応）
- ⑥ 積極的に自分の考えを表現することができる（vに対応）
- ⑦ 自分の生涯のキャリア形成に関心をもっている（i・vに対応）

各学科においては、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて、以下の知識・技術・能力・態度を学修成果として定めている。（提出 - 4、7、13-1）

【人間生活学科】

学修成果：

- (1) 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- (2) 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技能を修得し、それを現場で活かすことができる
- (3) さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- (5) よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- (7) 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

教育目標との関係：

湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得する（1、2）ことにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する（3、4、5）。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる（6、7）。

【幼児教育保育学科】

学修成果：

- (1) 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- (2) 仲間と協働しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- (3) 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- (4) よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- (5) 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

教育目標との関係：

仲間と協働して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する（1、2）。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度（3）、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢（4）、自分の人生を前向きに考えていく気持ち（5）を育てる。

以上の人間生活学科及び幼児教育保育学科の学修成果は、学内向けには学生便覧及び履修ガイドによって、学外向けにはウェブサイトにおいて広く表明している。（提出 - 4、5、13-1）

短期大学は学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とする 4 年制大学とは異なる大学の一種と位置づけられており（第 108 条）、この観点から人間生活学科では、定例の学科会議（毎月 2 回実施）に

において、学生の学修成果の点検及び評価を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況については精査を行い、教育水準の向上に努めている。幼児教育保育学科では、定例の学科会議（毎月1回以上実施）において、学生の学修成果の点検を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について半年ごとの精査を行っている。（備付-10）

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学は卒業・学位授与（ディプロマポリシー）、カリキュラム（カリキュラムポリシー）、入試（アドミッションポリシー）に関するいわゆる三つの方針を、一貫性をもったものとして（ディプロマポリシー→カリキュラムポリシー→アドミッションポリシー）策定し公表している。

下記のような形で、学生の短期大学士としての卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を明確に示し、学修成果の基準と対応させながら認定・授与を決定している。

人間生活学科のディプロマポリシーは、学修成果と対応させながら以下の通り定められている。（対応関係を矢印にて示す）。

また学則では「学科の教育研究上の目的」（第5条の2）及び「卒業の要件」（第23条）「資格の取得」（第24条）「卒業の認定及び学位」（第25条）が定められており、その下に教科目履修規程（第2章）「成績評価」が定められている。ディプロマポリシーは、これら卒業・学位授与・資格修得・成績評価に関する制度として実施される、学生の学修に関する大きな方針及び要件を示している。（提出-3）（規程集-1、36）

人間生活学科：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。

- ① 心身の健康に関する専門的な知識や技術・技能を修得する
→ 学修成果②に対応
- ② 人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学科の教育課程を修了して得た専門的な知識・技術を、実践的場面で活かすことができる
→ 学修成果②・④に対応
- ③ 人とコミュニケーションをとり、協調して課題解決できる能力を見つける
→ 学修成果①・③に対応
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる
→ 学修成果⑥に対応
- ⑤ 人権尊重の意志をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向かって前向きに努力することができる
→ 学修成果③・⑤・⑦に対応

*** 学修成果：**

- ① 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを現場で活かすことができる
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

幼児教育保育学科のディプロマポリシーは、卒業の要件及び学位取得の方針を明確に示している。これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されている。（提出-3）（規程集-1、36）

幼児教育保育学科：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

- ① 幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術・技能を修得する
→ 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と協同して地域の幼児教育保育を支えることができる
→ 学修成果①・②に対応
- ③ 一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる
→ 学修成果③に対応
- ④ よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる
→ 学修成果④に対応
- ⑤ 自分のこれからの人生の展望を前向きに探求することができる
→ 学修成果⑤に対応

*** 学修成果：**

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

各学科・専攻課程のディプロマポリシーは、学校教育法に基づく学位（短期大学士）の授与に関わる基準であり、元々国際性・社会性を有している。またそのディプロマポリシーは、文部科学省の掲げる「各専攻分野を通じて培う『学士力』」、経済産業省が提唱する「社会人

基礎力」、OECD（経済開発協力機構）の提唱する「キーコンピテンシー」や中央教育審議会の諸答申を踏まえて策定されており、時代の要請に応える社会性と国際性を有している。

これらのディプロマポリシーは、平成 27（2015）年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて定められたが、平成 28（2016）年度末に新たに改定した。本学では組織の改組が進行中であることもあり、各学科・専攻課程の会議で定期的に議論し見直している。またこの見直しと改定は、自己点検・評価活動の一環としてルーティーン化されている。（提出 - 4、13-1）

本学は、カリキュラムポリシーを下記の通り明確に定め公に示している。各学科のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと対応させながら次のように定められている。

人間生活学科：（提出 - 4、13-1）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ ディプロマポリシー ②・⑤に対応
- ② 人の健康に関する専門的な知識及び技術を身につけることができる、専門科目を設置する
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ④ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ ディプロマポリシー ③・④に対応

幼児教育保育学科：（提出 - 4、13-1）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ディプロマポリシー ⑤に対応
- ② 幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身に付けるため専門科目を設置する
→ディプロマポリシー P①・③に対応
- ③ 学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ディプロマポリシーP ②・③・④に対応
- ④ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ディプロマポリシー②に対応

本学のカリキュラムポリシーは「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて定められ、平成 28（2016）年度末に改定された。カリキュラムポリシーに基づき編

成された教育課程の効果について学科会で常に議論し、自己点検・評価活動の一環として定期的に点検している。

本学は以下のように学修成果と対応させながら、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を明確に示している。対応関係を矢印で示す。

人間生活学科：（提出 - 4、13-1）

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科の学生として受け入れる。

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ
→ 学修成果②に対応
- ② 人の健康に関する課題に関心をもち、地域や社会に貢献しようとする意志をもつ
→ 学修成果①・②・③・⑤・⑥に対応
- ③ 自らの目標を達成するために、計画的・前向きにものごとに取り組むことができる
→ 学修成果④・⑦に対応
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている
→ 学修成果②に対応

* 学修成果：

- ① 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを現場で活かすことができる
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

幼児教育保育学科：（提出 - 4、13-1）

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を幼児教育保育学科の学生として受け入れる。

- ① 心豊かであたたかな感性をもち、仲間とのつながりを大切にすることができる
→ 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育の職に就くという目標をもち、その目標を達成するためにくじけることなく学ぼうとする意志をもつ
→ 学修成果①・⑤に対応
- ③ 子どもにかかわることが好きで、子どもの可能性を信じることができる
→ 学修成果③に対応
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている
→ 学修成果④に対応

*** 学修成果**

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

アドミッションポリシーは地域の高等学校の代表者をメンバーに含む地域連携会議で紹介され、意見聴取が行われ毎年の点検に役立てられている。とりわけ令和3（2021）年度から幼児教育及び保育を法人共通の分野を学びの柱とした高大幼保接続の「保育探究類型」が開設され、保育分野に進学する生徒・学生向けの新たな入試制度も開始した。（備付 - 6-1）

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

提出資料 - 規程集

- 備付資料
- 5 地域連携会議議事録及び資料
 - 6 地域連携会議名簿 [令和 7 (2025) 年度]
 - 7-1 ウェブサイト「卒業生・一般の方へ」(地域連携)
<https://www.minatogawa.ac.jp/local.html>
 - 12 保育士等キャリアアップ研修実施状況
 - 13 連携協定書

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は「湊川短期大学教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的技術を併せもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とする、平和で持続的な社会の発展に資する有為な人材を育成する」ことを示し、「同教育目標」に「地域の課題を自分のこととして受け止めることができる」ことを挙げているように、地域に開かれ地域に支えられる短期大学づくりを目指し、「保育士等キャリアアップ研修実施委員会」「地域連携委員会」の2つ設置し活動をしている。

具体的な取り組みとしては、近隣の保育関係者のために、「保育士等キャリアアップ研修」開始時より毎年実施し、保育者の養成校として地域に貢献している。(備付 - 13)

また「三田市民大学」の名称で長年継続してきた公開講座も、コロナ感染拡大防止のため4年間は実施を見送ったが令和 6 (2024) 年度に再開し、地域住民の生涯教育の機会を提供している。

本学では三田市を始めとする近隣自治体や関係団体・学校等との連携・協力による地域貢献活動の実施・推進に取り組んでいる。現在まで連携協定を締結し、連携事業を進めている組織・団体は、三田市(平成 26 (2014) 年～)・丹波市(平成 27 (2015) 年～)・兵庫県立三田西陵高等学校(平成 27 (2015) 年～)・兵庫県立有馬高等学校(平成 28 (2016) 年～)・兵庫県立三田祥雲館高等学校(平成 30 (2018) 年～)・兵庫県立川西明峰高等学校(平成 30 (2018) 年～)・兵庫県立人と自然の博物館(平成 31 (2019) 年～)である。(備付 - 11) 教職員においては三田市などからの各種委員の委嘱、委託事業の受託など積極的関与している。

また地域連携委員会ではボランティア情報の提供や活動勧奨も行い、コロナ禍を除き、学生及び教職員は積極的に地域のボランティア活動にかかわっている。(備付 - 5、7-1)

また本学の地域連携活動・人材育成・教育活動などに関する協議及び意見聴取を目的に、地域の行政・教育・福祉・町内会等の代表者によって構成される「地域連携会議」を組織し、年2回の会議を定例で開催している。(備付 - 6)

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

提出資料 - 規程集

- 6 湊川短期大学 自己点検・評価委員会規程

備付資料

- 5 地域連携会議議事録及び資料
- 6 地域連携会議委員名簿 [令和 7 (2025) 年度]
- 7-1 ウェブサイト「卒業生・一般の方へ」(地域連携)
<https://www.minatogawa.ac.jp/local.html>
- 7-2 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 認証評価の結果
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
- 7-5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)
学修行動・学修時間調査
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
- 10 学会議事録
- 11-1 委員会議事録 (教務委員会)
- 11-2 委員会議事録 (FD・SD 委員会)
- 11-4 委員会議事録 (学生支援委員会)
- 14-1 自己点検・評価報告書 [令和 5 (2023) 年度]
- 14-2 自己点検・評価報告書 [令和 6 (2024) 年度]
- 14-3 自己点検・評価報告書 [令和 7 (2025) 年度]
- 15-1 FD 資料 [授業評価アンケート高評価教員の授業の取り組み]
(令和 7 (2025) 年 9 月 11 日)
- 15-2 FD 資料 [授業評価結果を分析、検討した上で授業の改善を図る]
- 15-3 FD 資料 [湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について] (教授会
平成 30 (2018) 年度)
- 16 FD・SD 実施計画・配布資料
- 18 湊川短期大学・愛知学泉短期大学相互評価報告書 [令和 7 (2025) 年度]
- 19 湊川短期大学アセスメントポリシー策定要綱
(教授会平成 30 (2018) 年 8 月)
- 20 アセスメント実施計画 (教授会平成 30 (2018) 年 9 月)
- 21 湊川短期大学活動計画実施報告集 [令和 7 (2025) 年度]
- 22 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート
- 41 全国学生調査 (文部科学省)

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学では、社会から期待される短期大学としての責務を果たすべく教育研究活動に取り組んできており、その質を保証するため自己点検・評価を積極的に取り組んでいる。

本学には、自己点検・評価委員会が組織され、その委員会規程に基づいた自己点検・評価の活動を行っている。自己点検・評価委員会の委員長は、学長が務め ALO が副委員長を務めている。(規程集 - 6) 具体的な活動としては、毎年度、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果をまとめた報告書が作られている。(備付 - 21) 活動の実施にあたっては、評価項目を当該の担当者が分担して確実に実施するように配慮している。年度ごとの湊川短期大学自己点検・評価報告書は、ウェブサイト公開されている。(備付 - 7-2、14-1、14-2、14-3)

本学の自己点検・評価活動は、委員会の指示のもとで、毎年度の報告書を全教職員が、各自分担実施している部分を執筆するように振り分けられて作成され、また課題を共有して解決にあたる態勢をとっている。また、課題解決の進捗状況を確認する態勢をとることを目的に、自己点検・評価の結果を課題一覧として集約し、年度末のチェックをすることになっており、改革・改善の進捗状況を確認する態勢をつくっている。前年度の自己点検・評価活動の結果を実績・残った課題・今年度の計画として記述し、その進捗を通年で確認するような仕様になっている。(備付 - 21)

本学では前述の地域連携会議の中で、本学の地域連携の一環として教学に関わる現状を報告し、意見を聴取している。(備付 - 5、6、7-1)

また自己点検・評価の一部として行われる学生による授業評価アンケートで評価の高い教員の授業の取り組みを全員で共有する FD を実施する他 (備付 - 15-1)、認証評価や愛知学泉短期大学との相互評価で得られた指摘事項などの評価を次の改革・改善に結びつけている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、放冷を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

本学では、教育の質保証に関する事項は PDCA の手法を活用し、運用している。

また本学では、平成 30 (2018) 年度から教育の質保証を目的にしたアセスメント体制構築の必要を自覚し、その取り組みを始めた。平成 30 (2018) 年 8 月の FD で「湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について」を取り挙げたことを始まりとし、同年 9 月に「湊川

短期大学アセスメントポリシー」を策定し、現在に至っている。(備付 - 15-1、15-2、15-3、20)

このポリシーでは、学生の入学から卒業に至る全課程を対象にし、①短期大学全体の教育の質保証(自己点検・評価委員会が担当) ②学科・専攻・専攻科のカリキュラムの改善(教育課程レベル・教務委員会が担当) ③授業科目の改善を目的にした研修(授業科目レベル・教務委員会とFD委員会が担当)で分担、各学科と協働し、学修成果を査定している。IR委員会は、データ提供を行うことで、サポートすることになっている。

このポリシー策定以前から、本学は学生アンケート調査や学生の志望進路(就職率、編入学・進学合格率)などから機関レベルの学修成果達成状況は査定を行っている。令和7(2025)年度においても、同様に、学生の授業評価アンケートや全国学生調査、学生の学修行動・学修時間調査が、従来からの自己点検・評価活動の枠組みで継続実施された。(備付 - 22、7-5、41)

以上の学修成果の査定方法の定期的な見直しに関わる取り組みとしては、関連する委員会において図られ、課題については共有され調査内容等、適宜、変更されている。(備付 - 11-1)

以上の組織的な取り組みの外に、教育の質の向上を目的とした取り組みは教員個人、各学科・専攻課程の各段階において行われている。教員個人については担当教科において、教育内容の検討及び教材研究を行い、「学生による授業評価アンケート」や各回の学生からのコメント評価等を参考に自主的に検証し授業改善につなげている。学科によっては、授業公開週を設け、学科長がその期間に学科内の教員の授業評価を行い、評価結果を個別に面談し、授業の自主的評価と共に点検や改善を促している。さらに、FD委員会においても授業評価アンケート結果で得られた学生からのコメントを分析し、分析に基づいた授業改善等に関する研修会を実施し、課題改善に取り組んでいる。(備付 - 22) 各学科・専攻課程においては主に、各学科定例会議において、カリキュラムの見直しなどをする際、参考としている。(備付 - 10)

このように、本学の学修成果の充実及び教育の質保証に関する自己点検評価ないしはアセスメント活動は、一定の取り組みを積み上げてきてはいるものの、必ずしも整理されたものになっているとは言いがたいのが現状であり、効果も判定しにくい。十分とは言わないまでも本学において、PDCAサイクルの活用は一定の成果を上げていると考えているが、さらに拡充する必要がある。学修成果の充実と教育の質保証は短期大学としての存続の要であるとの自覚の下で、さらに継続した取り組みをする必要がある。

なお、学校教育法の改正や短期大学設置基準等の改正時は、短大事務室において必要な手続きを踏み、関係法令の変更内容などを適宜確認し、教職員への周知を含め法令順守に努めている。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- 1： 地域連携会議での教務関連事項についての意見聴取に加えて、高大連携という観点から同法人に属する三田松聖高等学校及び連携協定を締結している高等学校を中心に、意見を聴取する機会を増加する。
- 2： 外部専門家の指摘を受けた修正・施行の結果を踏まえて、数年に一度の点検を行う。
- 3： 現状では、教職員の間に IR についての理解やその必要性についての認識が、十分に確立されていない。他の短期大学での動向を調査しつつ、理解を深める努力を続ける必要がある。
- 4： 自己点検・評価活動の内容及びアセスメントポリシーに基づくアセスメント項目と、各学科・専攻課程及び各教員が個別に行っているアセスメント事項の重複関係を精査し、PDCA サイクル活用により取り組みやすい態勢構築に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料
- 3 湊川短期大学 学則 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 5 履修ガイド <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 6 シラバス <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 12 年間行事予定表[令和 6（2024）年度]
 - 13-1 ウェブサイト「湊川について」（教育情報の公開）教育上の目的
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 13-2 ウェブサイト「湊川について」（シラバス・履修ガイド・学生便覧）
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 1 湊川短期大学 学則
- 36 湊川短期大学 教科目履修規程
- 66 湊川相野学園 施設設備使用規程
- 76 湊川短期大学附属神陵台幼稚園 園則
- 77 湊川短期大学附属西舞子幼稚園 園則
- 78 湊川短期大学附属北摂第一幼稚園 園則
- 79 湊川短期大学附属北摂中央幼稚園 園則
- 80 湊川短期大学附属北摂学園幼稚園 園則
- 81 湊川短期大学附属キッズポート保育園 運営規程
- 82 湊川短期大学附属ぼるとこども園 重要事項説明書

- 備付資料
- 7-3 ウェブサイト「湊川について」（教育情報の公開）入学・卒業に関する
情報<卒業後の教育免許状の取得状況>
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 7-4 ウェブサイト「湊川について」（教育情報の公開）卒業生・事業所アン
ケート <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 10 学科会議事録
 - 11-1 委員会議事録（教務委員会）
 - 22 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート
 - 23 資格試験合格者数（教務資料）
 - 24 幼稚園教諭、養護教諭免許状取得者数（教務資料）
 - 26 卒業生進路・就職先一覧 [令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度]
 - 27 卒業生の職場での能力発揮に関する本人の意見及び職場上司の意見調
査報告

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は下記のような形で、学生の短期大学士としての単位授与、卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマポリシー）を明確に示し、学修成果の基準と対応させながら認定・授与を決定している。

人間生活学科のディプロマポリシーは、卒業の要件及び学位取得の方針を明確に示している。これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されており、学修成果と対応させながら以下の通り定められている。（対応関係を矢印にて示す）。

また学則では「学科の教育研究上の目的」（第 5 条の 2）及び「単位取得の認定」（第 14 条）「単位取得の受験資格」（第 16 条）「卒業の要件」（第 23 条）「卒業の認定及び学位」（第 25 条）が定められており、その下に教科目履修規程（第 2 章）「成績評価」が定められている。「ディプロマポリシーは、これら卒業・学位授与・資格修得・成績評価に関する制度として実施される、学生の学修に関する大きな方針及び要件を示している。また同時に上記のことは履修ガイドなどを活用して在学生に知らせており、特に入学式後のオリエンテーションなど半期ごとのクラスアッセンブリーを用いて周知を徹底している。（提出-3）（規程集 1、36、66）

人間生活学科：（提出-3）（規程集-1）

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。

- ① 心身の健康に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果②に対応
- ② 人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学科の教育課程を修了して得た専門的な知識・技術を、実践的場面で活かすことができる → 学修成果②・④に対応
- ③ 人とコミュニケーションをとり、協調して課題解決できる能力を見つける
→ 学修成果①・③に対応
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる → 学修成果⑥に対応
- ⑤ 人権尊重の意志をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向かって前向きに努力することができる → 学修成果③・⑤・⑦に対応

* 学修成果：

- ① 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを現場で活かすことができる
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

⑦ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

幼児教育保育学科のディプロマポリシーは、卒業の要件及び学位取得の方針を明確に示している。これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されており、学修成果と対応させながら以下の通り定められている。(対応関係を矢印にて示す)。

また学則では「学科の教育研究上の目的」(第5条の2)及び「単位取得の認定」(第14条)「単位取得の受験資格」(第16条)「卒業の要件」(第23条)「卒業の認定及び学位」(第25条)が定められており、その下に教科目履修規程(第2章)「成績評価」が定められている。ディプロマポリシーは、これら卒業・学位授与・資格修得・成績評価に関する制度として実施される、学生の学修に関する大きな方針及び要件を示している。また同時に上記のことは履修ガイドなどを活用して在学生に知らせており、特に入学式後のオリエンテーションや半期ごとのクラスアッセンブリーを用いて周知を徹底している。(提出-3)(規程集-1、36)

幼児教育保育学科：(提出-3)(規程集-1)

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士(幼児教育保育学)の学位を授与する。

- ① 幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることができる → 学修成果①・②に対応
- ③ 一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる → 学修成果③に対応
- ④ よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる
→ 学修成果④に対応
- ⑤ 自分のこれからの人生の展望を前向きに探求することができる
→ 学修成果⑤に対応

*** 学修成果：**

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

これらのディプロマポリシーは、平成27(2015)年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて定められたが、平成28(2016)年度末に新たに改定した。本学では組織の改組が進行中であることもあり、各学科・専攻課程の会議で定期的に議論し見直している。またこの見直しと改定は、自己点検・評価活動の一環としてルーティーン化されており、毎年確認をしている。(提出-4、13-1)

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学は、**教育課程編成・実施の方針**（以下、カリキュラムポリシー）を下記の通り明確に定め公に示している。各学科のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと対応させながら次のように定められている。

人間生活学科：（提出 - 4、13-1）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ ディプロマポリシー ②・⑤に対応
- ② 人の健康に関する専門的な知識及び技術を身につけることができる、専門科目を設置する
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ④ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ ディプロマポリシー ③・④に対応

幼児教育保育学科：（提出 - 4、13-1）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ ディプロマポリシー ⑤に対応
- ② 幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身につけるため、専門科目を設置する
→ ディプロマポリシー①・③に対応
- ③ 学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ ディプロマポリシー ②・③・④に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識及び技術を身につけることができるよう、地域創造関連科目を設置する
→ ディプロマポリシー⑤に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ ディプロマポリシー②に対応

各学科の教育課程は、次のようにそれぞれの学修成果と対応させながら、短期大学設置基準に従って体系的に編成されている。

人間生活学科の授業科目は、一般的な教養や社会性の修得及び汎用的な能力の育成を目的

とした教養教育科目と、養護教諭・医療秘書事務・食育・心理のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目に大別される。養護教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づいて編成されている。医療秘書事務や食育のスペシャリストとしての専門的知識及び技術を身につけるための専門教育科目は、各協会等が定める基準に基づいて編成されている。これらの科目は履修ガイドにおいて区分が明確に示されている。

幼児教育保育学科の授業科目は、一般的な教養や社会性の修得及び汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、幼児教育・保育のスペシャリストとして求められる専門的知識及び技術の育成に重点を置いた専門教育科目から構成されている。幼稚園教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づき、また保育士の専門性を身につけるための専門教育科目は厚生労働省が定める基準に基づいて編成している。

専門教育科目を根底から支える教養教育科目（日本国憲法、茶道Ⅰ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ、コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、体育実技、体育講義、基礎ゼミⅠ・Ⅱ、データサイエンス入門といった教養科目）が配置され、カリキュラムポリシー①として機能している。さらに、カリキュラムポリシー②に多く関わる専門教育科目が加わる。そこでは、幼稚園、保育所、施設などで必要となる知識や技術を講義や演習により学んでいくが、最終的には長期にわたる幼稚園、保育所、施設実習を経験することにより幼稚園教諭・保育士としての実践力を身につけ、専門職としての責任を自覚できるよう編成されている。また、カリキュラムポリシー③に示した自ら考え、判断、対応していく能力を育成するため、アクティブ・ラーニング科目の「専門ゼミ」を設置するなどして、体系的な教育課程を編成している。（提出 - 5）

本学では、短期大学設置基準に基づいた単位認定を実施、判定している。卒業するためには2年以上の在学が必要であり、卒業必要単位は62単位以上である。そのうち教養教育科目は12単位以上、専門教育科目は42単位以上、教養教育科目及び専門教育科目より任意に8単位以上履修することとしている。履修登録できる単位数の上限は、1年において55単位と定め単位の実質化に努めている。

各学科における成績評価は、シラバスに示されている単位認定の方法及び基準に基づき、科目担当教員によって評価・判定されている。教務委員会は各学科・専攻課程の会議を通じて、シラバスに示した基準を厳格に適用した評価をするよう求めている。学生の成績は学科教員が閲覧できるようになっており、学期ごとに短大事務室から提示される専攻課程の学生全員のGPA値を、学科会において確認し、次の指導につなげることができるようになっている。（提出 - 5、13-2）

シラバスの項目は、「授業の到達目標」・「各回の授業内容」・「授業外学修（予習復習）の内容・時間」・「授業時間数」・「単位認定の方法及び基準」・「使用テキスト（購入必須）・参考書等」のほか、「授業の目的・ねらい」・「授業全体の内容の概要」・「学生へのフィードバック」等であり、必要な事項が明示されている。各項目の記載内容は、年度が始まる前に教務委員会が行うシラバスチェックによって見直され、必要な修正・改善を定期的に行っている。（提出 - 13-2）

学生による授業評価アンケートは、毎学期、受講生が少なく書き手が特定される可能性がある場合を除き、全科目について実施するよう制度化されている。令和5（2023）年度に評

価項目の 5 段階評価を 4 段階に見直す等、より学生にフィードバックが行えるように改善した。学生による授業評価の結果は、集計及び分析の後、各教員にフィードバックされる。また教員には、集計結果に対してのコメントシートの提出を求め、学生の評価・判断を基に自分の授業及び教育方法を再確認し、改善につなげる工夫がされている。学生による授業評価アンケートの集計結果は、大学図書館に保管し、閲覧が可能な状態にしている。(備付 - 22)

授業内容についての授業担当者間の意思疎通、協力については、各学科で学科長を中心に行われている。教務委員会は次年度の授業科目の変更、担当者変更を各学科・専攻課程に問い合わせ、授業担当科目の調整の確認役割を果たしている。ただし各学科で論議されるのは、次年度のカリキュラムの構成及び担当者の変更等であり、複数人が担当する授業科目以外で、個別の授業科目の内容を集団的な論議の対象にすることは無い。専門性の高い教員配置を行う高等教育機関においては、教育内容の選定は各教員に任されるべきと考えられるからである。個々の授業科目の内容に踏み込むことは無いが、カリキュラムの枠組みや時間割の変更に関した教員集団の意見交換においては、共同で取り組む教育活動の意味や学生の学修成果の獲得具合が話題となり、意志の疎通・協力・調整の機会になっている。(備付 - 11-1)

人間生活学科の各科目の担当者間の調整等は、学科会での議論として実施されている。これにより教授内容の整理、科目間の連動、学ぶべき内容の方向性の統一などが実現している。またシラバス作成時においても、三つの方針をもとに作成を依頼し、内容を学科教員が確認し調整をしている。複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容についての打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。関連する科目間においても、それぞれの担当者が連携することによって、学生が他分野を含む大きな視野で課題を見つめられるよう、効果的な講義・演習の展開に努めている。(提出 - 13-2) (備付 - 10)

幼児教育保育学科の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打合せを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。自分の担当する授業に関連する科目については、シラバスの内容を確認することや、関連科目担当の教員と直接相談することで、意思の疎通、協力・調整を行っている。(提出 - 13-2) (備付 - 10)

人間生活学科の教育課程の編成はカリキュラムポリシーに準じて行われているが、教育の場において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な時は、学科長及び課題意識を持った各教員からの発議に基づき、学科会で議論されている。特に基礎ゼミⅠ・Ⅱにおいては、本学科の学修成果として掲げている仲間や集団との協調、人と協調して課題解決にあたるといった力の獲得に向けて、毎年その内容や体制の見直しを行っている。このような教育課程の見直しと評価の結果は、カリキュラムポリシーへフィードバックされている。(備付 - 10)

幼児教育保育学科では、編成した教育課程の実施において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な場合は、学科長、課題意識を持った各教員からの発議を基に、定期的に行われる学科会で議論されている。特に、総合教育科目の関連科目である基礎ゼミⅠ・Ⅱにおいては、本学科の学修成果を学生が着実に獲得できるよう、その内容や体制の見直しを毎年繰り返してきている。この見直しの結果は、カリキュラムポリシーへフィードバックされている。(備付 - 10)

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教育課程は、高等教育機関らしい幅の広い視野を持ち、人間性豊かな有為な人材育成を目指す立場から、短期大学設置基準に従い、充実した教養科目の編成に努めている。

本学の教養教育科目は両学科ともに、「日本国憲法」「茶道Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「データサイエンス入門」が開講されている。その他、教育者としての基礎教養を培う「日本国憲法」や、本学独自の特色ある科目である「茶道」を取り入れ、伝統文化を修得し、さらなる教養を身につけさせるよう充実したものとしている。特に、後者はアクティブ・ラーニングを取り入れた、体験型の教育方法に基づく科目となっている。さらに「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」のように、キャリア教育関連の科目にも力を入れている。

「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」や「データサイエンス入門」等は、専門教育科目の「専門ゼミ」や各資格試験に繋がる基礎教養として開設されている。(提出-5)

教養教育と専門教育との関連では、「日本国憲法」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」等が、養護教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状取得の必須科目として開講されているほか、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「データサイエンス入門」は2年次の専門的な卒業研究に向けた指導系統として配置されている。また「日本国憲法」「茶道Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」などは、専門教育ないしは社会人として求められる幅広い人間力(社会人力)・行動力の育成を目的としている。(提出-5) 教養教育科目、専門教育科目に関わらず、関連する科目についてはカリキュラムマップに示す他、シラバスの中にも記載し学生へ提示している。

教養教育の効果については、授業評価アンケートに含まれる教養教育関連科目の結果を基に、それぞれの担当者による授業内容の理解と成果の判断・評価が行われている。この授業評価アンケート結果は、本学のアセスメントポリシーの一環に位置づけられ、その結果の分析と共有をFD活動として展開している。教養教育の効果を入学時から卒業時までの経年的な視点の測定・評価の手法としては、学生の履修状況と合わせ、各種資格試験の合格率や「専門ゼミ」で取り組む、卒業研究の質の向上として表されていると考えているが、更なる改善に取り組んでいる。(備付-22)

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は短期大学設置基準に基づき、職業と實際生活に資する能力と資質の形成に力を注いでいる。とりわけ本学は平成 28（2016）年からキャリアセンターを設置し、授業科目にも「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を設けて、学生が一生にわたり職業を人生の一部に積極的に位置づけることが出来るようにする教育に取り組んでいる。

学科の設置と一体になった教養教育と専門教育を基にした職業に接続する職業教育の実施体制は、人間生活学科の教育課程として、カリキュラムポリシーに示された方針を実現するために一般教養科目の上に、養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コース、心理デザインコースに分かれた教育課程を編成し、それぞれの免許・資格等に必要な専門教育を網羅しながら、実習等を通して実践力を育てる職業教育を実施している。幼児教育保育学科では、カリキュラムポリシーに基づき教養教育の上に、文部科学省及び厚生労働省の定める専門職資格（幼稚園教諭二種免許状・保育士資格）の取得に必要な教育課程を編成し、実践力を育てる職業教育を、実習も含めて実施している。（提出 - 5）

職業教育の効果の測定・評価は、人間生活学科では養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コース・心理デザインコースごとに求められる、職業又は實際生活に必要な能力の獲得に関係づけて実施している。養護教諭コースにおいては、教員採用試験対策時間を増やしながら、合格率を上げることを評価基準として改善に取り組んでいる。医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース、心理デザインコースにおいてもそれぞれに関連する資格を複数取得することを基準として、職業教育の効果の測定・評価を実施している。これら 4 つのコースの学生の職業教育では、その専門性や学生の特性を就職に結びつける必要から、キャリアセンター及びキャリア教育関連の授業（キャリアデザインⅠ・Ⅱ）と連携した指導に取り組んでいる。令和 7（2025）年度の卒業生は、ほぼ全員が小学校等の養護教諭・医療機関での医療事務・一般企業等への就職を果たしている。

幼児教育保育学科では職業教育の効果の測定・評価は、学生が取得する幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得状況に加えて、リトミック指導資格 2 級認定希望者に必要なリトミック研究センターが指定する授業科目の単位の修得状況、同センターが実施する認定試験への合格率などを根拠に実施している。また、職業教育という視点において保育者の専門性を理解した上で、学生の特性や自己の振り返りを踏まえたキャリア教育を即戦力に結びつける必要から、キャリアセンター及びキャリア教育関連の授業（キャリアデザインⅠ・Ⅱ）と連携した指導に取り組んでいる。令和 7（2025）年度の卒業生は、ほぼ全員が取得した資格を活かした認定こども園、保育所、児童福祉施設等への就職を果たしている。

（備付 - 7-3、7-6、7-7、23、24、26、28）

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

- 提出資料 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.acx.jp/college.html>
13-2 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド・学生便覧)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 36 湊川短期大学 教科目履修規程

- 備付資料 29 GPA 成績分布 (2025)
7-1 ウェブサイト「学科紹介」(科目&カリキュラムツリー)(人間生活学科) https://www.minatogawa.ac.jp/pdf/cur_01_2511.pdf
7-2 ウェブサイト「学科紹介」(科目&カリキュラムツリー)(幼児教育保育学科) https://www.minatogawa.ac.jp/pdf/cur_02_2511.pdf
7-3 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)入学・卒業に関する情報 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7-4 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)学修情報の公開<卒業生・事業所アンケート <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7-5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)学修の公開<学修行動・学修時間調査> <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
10 学科会議事録
22 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート
23 資格試験合格者数(教務資料)
26 卒業生進路・就職先一覧
27 卒業生の職場での能力発揮に関する本人の意見及び職場上司の意見調査報告
28 卒業認定時の履修単位数及び個人成績表(教務資料)
30 実習記録用紙
31 履修カルテ
32 教育実習評価票
33 臨床実習評価票
34 自己評価シート(幼児教育保育学科)

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

- (1) 学習成果に具体性がある
(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である
(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業を行っている

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている

(11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学の学修成果は、すでに見てきた通りの内容で構成されており、学生の目線から見て具体性があり、理解しやすく、また自己の到達目標として分かりやすいように工夫され、策定されている。

人間生活学科の学修成果には具体性があり、医療・福祉・教育の場において必要とされる専門的な知識・技術を修得し、変化する社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、学修成果の獲得をめざしている。同学科は、生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成することを具体的な学修成果として示している。また、学科の教育目標には、自らの人生を見通し自己実現に向けて努力する意欲を育てることが掲げられており、人間力の面からの学修成果を具体的に示している。

幼児教育保育学科では、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材に求められる資質・能力の形成・獲得を、めざすことで学修成果を具体的に示している。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる人材養成を教育目標に掲げ、人間的な力の面から学修達成すべき学修成果を示している。(提出-4)

本学の学修成果は、2年間での学生教育及び本人の学修によって達成できるものとして設定されており、カリキュラム編成を始めとする学生指導によって獲得可能な諸能力を示している。

人間生活学科では、入学から卒業までの2年間の教育課程は、定められた学修成果の獲得を目指して、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身につくように配置され、シラバスにナンバリングもされ、分かりやすくしている。2年間の教育課程はカリキュラムツリーとしても提示されており、学生が受講するカリキュラム全体を通してどのように身につけていけるのかが、明確に可視化されている。学校や病院・施設等との連携や短期大学教員間の連携を通して、学生が自ら学修成果の獲得に向けて前進することやその成果を自分の職業生活の中で活かしていく展望が持てるよう、教育・指導体制を構築している。学修成果が具体性をもつことや2年間で獲得可能であることは、入学した学生が「短期大学士(人間生活学)」の学位を手に入れた卒業していくことや、その9割以上の学生が関連の資格を取得し、医療・福祉・教育の職に就き、専門職として就業していることに示されているといえる。(提出-13-2)(備付-7-6、7-7)

幼児教育保育学科では2年間の教育課程の履修によって、学生が無理なく学修成果を獲得できるよう、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと段階を追って、系統的にカリキュラムが配列されている。それらはカリキュラムツリーによって、学生が履修するカリキュラム全体の構造と意味が理解できるよう配慮され、身につく力とスキルが可視化さ

れるよう配置されている。加えて、附属幼稚園・保育園・こども園との緊密な連携及び法人外の実習先の幼稚園・保育所・認定こども園・施設等との連携を図ることや、短期大学教員間の連携・共同授業の実施等を通して、上記学修成果が有効に定着できるよう教育・指導体制の強化・整備に取り組んでいる。社会人としての実生活に資する資質・能力の獲得と、幼児教育・保育の専門職としての資質・能力の獲得を目指す学生の努力が、卒業時に「短期大学士（幼児教育保育学）」の学位とともに「幼稚園教諭二種免許状」「保育士資格」（いずれも国家資格）として結実することは、それを導くものとして提示する学修成果の有効性を示している。また実際に、9割以上の学生がこれらの公的資格取得を基に、幼稚園教諭・保育士・施設職員等の専門職に就き、社会に貢献していることも同様である。（提出-13-2）（備付-7-6、7-7）

本学が設けている学修成果は GPA 分布を使うなど測定が可能であり、その結果を学生の学修指導に活用している。

人間生活学科の学修成果の測定は学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを 5 段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知している。また、各種実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すものであり、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性の理解について 1 年次と 2 年次において自己評価を行っている。各科目の単位認定における成績評価方法を各シラバスに明記し、それに従って成績評価をし、秀・優・良・可・不可の判定をしている。さらに、各期の GPA 値及び累積 GPA 値は成績表に表し、学生による学修成果の確認にあてられている。食育健康コースや医療秘書事務コンピュータコース、心理デザインコースにおいて関連の資格を取得する学生は、資格認定機関が実施する認定試験等を受験することが求められる。そのため認定試験の結果で学修成果を測定しているといえる。受験後、各試験の振り返りを行うことによって学生自身の学修成果の確認にもつながるといえる。

幼児教育保育科では学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを 5 段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。幼稚園実習・保育所実習・施設実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すもので、その開示は学生にとっては自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては幼稚園教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性・保育技術の理解について 1 年次と 2 年次において自己評価を行っている。保育実習についても、実習担当の教員記述の実習訪問報告書を用いた学生の学修成果の判定・評価を行っている。（備付 - 30、31、32、33、34）

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

各授業科目の学修成果はディプロマポリシーと関連付けられており、各学科・専攻において修得すべき内容を網羅するように設定されている。しかし、学修成果との対応について明確にはなっていない。

各授業科目の学修成果は、学科・専攻が掲げるディプロマポリシーと関連付けており、学

科・専攻において修得すべき内容を網羅するように設定されている。

↑加納が誤解していれば、お詫び申し上げます。上記の1文で、(1) 各授業科目の学修は、学科又は専攻課程の学修成果に対応している。の返答となっているのではないのでしょうか（各授業科目の学修成果は学科・専攻の学修成果の基となっているディプロマポリシーと関連付けていることから、対応していると言えるのではないのでしょうか）。ご検討ください。

成績評価基準はシラバスに明示されている。各科目の担当教員は初回授業においても評価基準を確認し、それに基づいて成績評価を実施している。

人間生活学科では、学生の卒業に関わる学修成果獲得の評価はディプロマポリシーを踏まえて設定された成績評価基準を確認した後、学科会において判定している。（備付-11）

課題のある者については学科の会議での検討が行われている。授業科目はシラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が評価している。シラバスは学科教員がチェックしており、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようになっている。（提出 - 13-2）

幼児教育保育学科でも、授業科目の学修成果獲得状況の評価は、シラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が行っている。また、シラバスは学科教員がチェックし、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようになっている。（提出 - 13-2）そして、学生の卒業に関わる学修成果獲得の評価については、ディプロマポリシーを踏まえて設定された成績評価基準を確認した後、学科会において判定している。

成績評価については教科目履修規程（第2章）「成績評価」が定められている。

教員はシラバスに示した単位認定の方法及び基準に基づき成績評価を行い、その結果は他の教員が閲覧できるようになっている。成績評価状況は事務室より提示され、学科会において確認及び点検を行っている。（規程集-36）

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学は学修成果獲得の進捗状況について、客観的根拠を基に把握することを重視しようとし、GPA や授業評価アンケートなどを実施しているが、整備しきれないデータも存在しているため今後の活用の検討の余地が残っている。本学は全学科・専攻課程において GPA 分布を取り入れており、教育課程の学修成果を各教科の単位修得状況とそれを 5 段階レベルに数値化した値で表示し、学生指導に活用している。授業評価では授業評価アンケートを毎期ごとに実施し、結果を数値化したうえでグラフとして示すことによって、教員の教育活動の学生から見た成果の確認にあてている。（備付 - 22）

学期 GPA の分布状況は学科内で共有し学生指導に役立てている。特に養護教諭コースでは、1 年生後期の累積 GPA 値を養護教諭二種免許状取得のための学外実習可否の基準のひとつに位置づけ、活用している。他コースについても学修成果修得状況の確認と適切な資格受験指導等に活用している。

幼児教育保育学科では、1 年生後期の累積 GPA 値を、保育士のための学外実習の可否を決める指標として活用しているが、これ以外にこの手法を使うことについては対応しきれて

いない。(提出 - 13-2) (備付 - 31、32、33)

学生調査や学生による自己評価等の資料の活用については、例示された項目の一部を実施しているのが実態である。実施しているのは、学生調査・学生の自己評価・同窓生及び雇用者への調査・就職率である。(備付-34)

インターンシップ及び留学については、該当者がいないため実施していない。その他編入学率や在籍率・卒業率については、実数による動向の把握に留まっている。なおこれら学生の動向に関する基本データは、ウェブサイト上に公表されている。学生調査は、年度末に実施する全国学生調査(文部科学省)の中に学修に関する項目が含まれるに留まるのみであり、それも学修成果に関わるデータとして活用するには至っていない。

同窓生、雇用者への調査はキャリアセンターがアンケート調査を実施しており、その結果は教授会、FD で共有されている。またキャリアセンターでは定期的に就職率の把握を行っており、その結果は教授会で報告され、全教員に共有されている。(備付 - 22、7-4)

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学修成果獲得状況について、半期ごとに単位獲得状況やその内容とともに、GPA 値などで可視化できる方法により学生に伝達し、以降の学修の支援につなげている。

人間生活学科では、GPA 値を学修成果の確認に使用し、チューター等が学生指導に活用している。卒業生・雇用者への調査の結果について、本学卒業生の課題として挙げられた点は授業、特にキャリアデザイン、基礎ゼミにて学生へフィードバックすることで課題解決につなげられるよう活用している。さらに、就職率等に関しては、早期から就職活動の状況把握や就職未決定者の学生情報を共有するため、学科会で継続的に情報共有しており、学生指導に活用できている。(備付-26)

幼児教育保育学科においても、GPA 値を学修成果の確認に使用し、チューター等が学生指導に活用している。また、実習後には自己評価を行い、実習先からの評価と合わせて資格取得に向けた学修状況を学生が自己確認できるようにしている。(備付 - 34)

学修成果の量的・質的データに基づく評価・公表は、前・後期ごとに実施する学生による授業評価アンケートの結果を図書館において公開・開示している。(備付 - 22)

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- 提出資料
- 8-1 大学案内 [令和 7 (2025) 年度]
 - 8-2 大学案内 [令和 8 (2026) 年度]
 - 9-1 学生募集要項 [令和 7 (2025) 年度]
 - 9-2 学生募集要項 [令和 8 (2026) 年度]
 - 10-1 総合型選抜(A0)ガイド [令和 7 (2025) 年度]
 - 10-2 総合型選抜ガイド [令和 8 (2026) 年度]

提出資料 - 規程集

- 3 湊川短期大学 教授会規程

- 備付資料
- 35 学生募集要項 [令和 8 (2026) 年度]
 - 38 入学式・オリエンテーションについて
 - 7-8 ウェブサイト「入試情報等」
<https://www.minatogawa.ac.jp/exam.html>
 - 36 入試実施要領

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

本学のアドミッションポリシーは平成 28 (2016) 年度に見直しが行われたものが、学生募集要項・総合型選抜ガイドに記載されている。また、本学のウェブサイトでも公開しており、受験生に対して明確に示されている。アドミッションポリシーは学生が本学への入学を希望するにあたり、入学前に高等学校での学修成果として身につけておくべき能力・資質を明示するものであり、入学試験等において短期大学が問う「学力の 3 要素」を具体的に裏づける評価の基準である。本学が採用している、総合型選抜(A0)・総合型選抜(自己推薦)・学校推薦型選抜・一般選抜・社会人特別選抜における入学者選抜は、アドミッションポリシーに従って実施されている。諸入学試験の実施にあたっては、入試問題の作成・実施・面接・判定の各段階において、アドミッションポリシーを受験生の適性や能力を判定・判断する基準とした運営をしている。(提出 - 8-1、8-2、9-1、9-2、10-1、10-2) (備付-7-8)

本学は高大接続の観点から「学力の 3 要素」を重視し、判断力や行動力、考える力や表現する力などの知識に限定されない多様な能力を重視する選抜方法の開発に取り組んでいる。入試判定にあたっては、あらかじめアドミッションポリシー及び「学力の 3 要素」を組み込んだ評価基準が項目化して設けられており、公正・適切な入試が実施されている。(備付 - 36)

本学における入学者選抜は入試実施要領に沿って実施されている。実施要領には選抜実施日及び選抜種別ごとの出願資格や選考方法、評価方法、分掌を記載し、毎年度初めに入試広報委員会において点検・改訂している。

入試広報委員会委員長が中心となって入学者選抜業務を遂行し、定例教授会又は合否判定のための臨時教授会において合否判定を行っている。いずれの場合も教授会は学長が招集して開催されるものである。（「教授会規程」（招集）第3条）（規程集-3）

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

アドミッションポリシーは、学生募集要項・総合型選抜ガイドに記載し、ウェブサイトにおいても公開されている。また、選抜区分ごとの募集人員についても、学生募集要項に記載し、ウェブサイトにおいても公開されている。アドミッションポリシー及び募集人員は受験生に対して明確に示されている。

本学は、大学案内・学生募集要項・ウェブサイト等で、授業料及びその他経費について明示しており、オープンキャンパスにおいても相談コーナーを設けて説明にあたっている。

実際の入試関係の問い合わせ（個人・高等学校等）に対しては、基本的に事務室で受付をし、入試広報担当職員を中心とした事務室としての対応が適切に行われている。問い合わせの内容が重要なものである場合には、必要に応じて入試広報委員長（学長）に問い合わせ内容が報告され、事務室を含む組織的な検討を踏まえた回答が速やかに返される仕組みができています。（提出-8-1、8-2、9-1、9-2、10-1、10-2）（備付-7-8）

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
8-2 大学案内[令和8(2026)年度]
13-2 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド・学生便覧)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 11 湊川短期大学 学生支援委員会規程
- 16 湊川短期大学 キャリア支援委員会規程
- 37 湊川短期大学 長期履修学生規程
- 38 湊川短期大学 科目等履修生に関する規程
- 39 湊川短期大学 聴講生に関する規程
- 40 湊川短期大学 入学試験についての奨学金規程
- 41 湊川短期大学 成績優秀奨学金規程

- 備付資料 7-4 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)学修情報の公開<卒業生アンケート> <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7-9 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド・学生便覧)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7-10 ウェブサイト「キャンパスライフ」(学生相談室)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
10 学科会議事録
11-3 委員会議事録(保健委員会)
11-4 委員会議事録(学生支援委員会)
25 資格取得者[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
26 卒業生進路・就職先一覧[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
37 入学前課題(各学科別)
39 オリエンテーション資料
40 学生アンケート集計[令和7(2025)年度]
41 全国学生調査[令和7(2025)年度]
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/chousa/1421136.htm
(文部科学省)
42 学生個別面談記録
43 学生個人票(様式)
44 学生相談票(様式)
45 コロコロ通信
46 障害学生支援方針
47 キャリアガイダンス資料

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続き者に対し、本学ウェブサイト、大学案内、公式 SNS (Instagram、x (旧:Twitter)) で授業や学生生活の情報提供しているほか、オープンキャンパスや実際の授業風景を見学できる授業見学会を開催し、入学後の学修の進め方やその成果獲得の方法等について周知している。また、各学科からの指導として入学までに取り組むべき課題を与えている。事務室からは入学までの準備として、「入学式・オリエンテーションについて」の資料を送付し、入学式、オリエンテーションの案内を行うと共に授業や学生生活を始めるための情報提供をしている。(提出 8-2) (備付-7-15、39)

入学者に対して、入学後の「総合オリエンテーション」では、学生生活を円滑に行うための講話や在学生からのアドバイス等を実施している。

人間生活学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科オリエンテーション」を実施している。「カリキュラム」「科目履修について」「学生生活について」「進路について」「履修登録について」のほか、学修の動機づけに関わる指導助言を行っている。2年間の学修や単位履修、免許・資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組むための学修意欲の涵養や専門職を目指す者としての自覚を培うことがねらいである。同じ学科の「入学オリエンテーション」では、学修内容や取得可能免許・資格を十分説明した上で、コース選択や履修登録の方法を全教員で指導している。(提出 - 5) (備付 - 39)

学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンスについて、幼児教育保育学科では入学直後に「学科オリエンテーション」を実施し、保育者を志す学生に対して保育者になるための動機づけとして、保育者としての心構えや進路についての指導・説明をすることによって、保育者を目指す者としての自覚の涵養に努めている。「カリキュラム」や「履修科目について」、「学生生活について」のガイダンスを通して、学生の主体的・意欲的な学修・生活態度の形成を図っている。「基礎ゼミⅡ」では、幼児教育、保育に関連する領域について複数教員が自分の専門を基にした講義を行うことで、学生が就職の後、現場で自分の強みとして発揮できるような個別の専門領域及びスキルを見つけ、2年次の専門ゼミで深めていけるよう指導している。(提出 - 13-2) また上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い学びあう機会の確保に努めている。(提出 - 5) (備付 - 39)

本学では学生が進んで学修に取り組むことができるよう、本学ウェブサイトにて、履修ガイド、学生便覧の閲覧及びシラバス検索ができるようにして学生の視点に立った情報提供に心がけるとともに、毎年の見直しを行っている。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。

心理的・身体的・福祉的なサポートが必要な場合は、保健委員会のカウンセラーと本学教職員によって構成している相談員が連携しながら対応している。相談の申し込み方法は、本

学ウェブサイトや入学時オリエンテーション及び掲示物、年間4回発行している「コロコロ通信」にその存在と活動が紹介されており、アクセスのしやすさに配慮した案内をしている。教職員の相談・助言だけでは課題解決に困難がある場合には、専門的に相談助言ができるように保健委員会にはカウンセラーがおり、カウンセリングを受けられるよう定期的な面談機会が整えられている。また1年に1回開催されるお茶会が、相談しやすいきっかけづくりになっている。合理的配慮が必要な学生への対応についても、当該学生との面談を行い本人が希望した場合、その内容を確認し必要な部署と連携して必要な配慮をしながら、学修成果の獲得が可能になるよう支援している。(提出-4、8-2)(備付-7-10、11-3、44、45)

本学では教職員が一体となってそれぞれの立場から履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。

人間生活学科の教員は、学生に対してチューター・ゼミ指導担当・科目担当等の立場で、履修及び卒業に至る指導を実施し、免許・資格取得を可能にするとともに、卒業まで導いている。また、科目履修に困難を覚える学生には科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラス・チューター、ゼミ指導担当、科目担当が相談に乗り、適切なアドバイスをしている。これらの学生の状況は学科会議で報告され、学科教員間で共有されている。(備付-10)

幼児教育保育学科では、科目履修に困難を覚える学生には科目担当教員がまず質問・相談に応じるとともに、クラス・チューター、ゼミ指導担当、科目担当がそれぞれの立場で相談に乗り、的確なアドバイスをしている。これらの学生の状況は学科会で報告され、学科教員間で共有されている。入学後、進路変更などで退学する学生を除けば、卒業に至る指導を果たしている。(備付-10)

本学では、オフィスアワーの設定を始めとする、学生の学修上の課題解決に向けた相談・支援の体制を用意している。

人間生活学科では、チューター制度により各学年に複数のクラスを編成し、専任教員をチューターとして配置して学生支援を行っている。また、1年生を基礎ゼミ、2年生を応用ゼミに配属し、学生がゼミ担当教員から個別に指導・助言を受けられる体制を整えている。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物・出席状況を各学科の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位修得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が修得できているかを学生とともに双方向で確認しており、不足単位が生じないように管理している。また学修上の悩み(予習・復習・ノート作成・講義の内容理解など)に関しては、チューターもしくは卒業研究担当者が各教科担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き安定して学修に取り組むことが出来るよう環境を整えることに努めている。

幼児教育保育学科では、各学年で複数のクラスを編成し、専任教員をチューター(クラス・チューター)として配置して学生支援を行っている。また、2年生の「専門ゼミ(卒業研究)」で指導担当者をゼミ・チューターと位置づけ、丁寧かつ個別の指導・助言を受けられる体制を整えている。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物・出席状況を学科の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位修得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が修得できているかを学生とともに双方向で確認しており、不足単位が生じないように管理している。学修上の悩み(予習・復習・ノート作成・講義の内容理解など)に関しては、クラス・チューター、ゼミ・

チューターが各教科担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き、安定して学修に取り組むことが出来る環境を整えることに努めている。

人間生活学科では、前後期の始めと成績返却時及び必要な時を選んで、学生の個別面接を実施している。幼児教育保育学科では、1年生はクラス・チューター、2年生はゼミ・チューターが各科目担当者と連携しながら、個別の面接を実施している。こうした取り組みの中でも学修の落ち込みが顕著な場合には個別の学修支援を行うことにし、基礎学力の向上を図りながら学生自身の不安感を軽減し、学修成果の獲得に結びつけるような指導に取り組んでいる。また学生の学修意欲の向上には、各家庭・保護者の協力が必要不可欠であることから、チューターを通じて情報提供を行うとともに必要に応じて保護者面談を実施し、共通の認識を持てるようにしている。また資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となって定期的に実習担当者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより各学生の能力に応じた指導助言にあたっている。(備付-10、42)

基礎学力が不足する学生に対しては、チューター制度をとり、専任教員をチューターとして配置し、学力不足を早期対応できるよう環境づくりをしている。またオフィスアワーを設定しており、この時間を利用し、学修上の課題解決に向けた相談・支援の体制を用意している。

基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対しては、オフィスアワーの設定やチューター制度による学修上の課題解決に向けた相談・支援体制を整えている。さらに、時間割の枠外で、各教科担当者による授業内容の復習や基礎的な資格試験への対策など適宜補習授業等を行っている。

人間生活学科においては、進度の速い学生や優秀な学生に対し、「教員採用選考試験特別講座」のほか、様々な難易度の資格を受験する機会を提供している。例えば、医療事務資格で、より難易度の高い資格の受験希望者へは、対策講座等の対策を講義時間外で行い、より難易度の高いものへの挑戦の場を設けることによって、進度の早い学生や優秀な学生に対する特別な学修上の配慮や支援を行っている。また卒業研究の指導において、関心と能力のある学生にはより進んだ探究への指導を行っており、各授業においても教授する知識の幅を広げることによって学生の学修の深化を誘う配慮をしている。なお、公務員等への就職を希望する意欲の高い学生を対象に、外部業者委託によるエクステンション講座を実施している。

幼児教育保育学科では、各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫をすることによって、進度の早い学生に対する特別の支援を行っている。具体的には現状より少し上の学修課題を設定し、学生がより深い学修に主体的に取り組むよう意欲の涵養に努めている。ピアノ指導においても同様に進度の早い学生にはより難易度の高い課題を提供している。また日常的な個別の指導において、学生の関心が高い分野についての参考資料を紹介したり課題を課したりしている。

図書館においては3名の専門職員が配置され、入学時の図書館オリエンテーションの際、図書館の利用方法について周知している。常時、書籍や論文検索に関する相談からレファレンスサービスに至るまで、学生のニーズに即した学修支援をおこなっている。特に文献複写に関しては、その場で印刷できるよう、図書館内にカラーコピーにも対応したコピー機を設置している。(提出-4)

学修成果獲得状況の量的・質的データに基づき、半期ごと、また学科ごとで学生全体に、チューター等から学生個別に学修支援に活用しており、学生の状況や時代による変化に合わせて方法なども変える等、点検も随時行っている。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

本学では、学生の学修成果獲得を支えるため学生支援委員会を設置し、奨学金制度や学園寮・駐車場等の様々な支援制度の組織的な運用にあたっている。学生支援委員会規程を基に統括しているのは、①学生生活の支援に関すること、②学友会に関すること、③寮に関すること、④食堂・売店に関すること、⑤ボランティアに関すること、⑥その他である。その他では、保健委員会や防災安全委員会等と連携しながら、健康相談や防災訓練等を実施している。委員会内に「学友会支援」「寮支援」の2部会が設置され、それぞれ学生の学修成果獲得及び生活面での支援を実施している。学生指導並びに厚生補導については、委員長（学生部長）を筆頭に短大事務室並びに各学科専攻と密接な連携を保ちながら指導助言を行っている。（規程集 11、41）

本学では、学友会が学生自治活動の団体に位置づけられており、クラブ活動や大学祭等のイベントを企画立案し、実施をしている。学友会役員は、湊川短期大学学友会規約に基づいて選出され、それぞれの役割分担の下で学生が主体的に参画する活動を実践している。学生支援委員会学友会支援部会の教職員は、その学生主体の取り組みを下支えする役割を果たしている。また3棟ある女子学園寮には、総寮長及び各棟の寮長が置かれており、日常の生活管理の他、学生の自治的運営の下で行事などが企画・立案され実施されている。学生支援

委員会寮支援部会の教職員は寮に配置されている寮母と協力して、これらの運営を下支えしている。部活動数は令和7（2025）年度で、部が1、同好会・サークルが4の合計5団体であり、教員が顧問となり活動を支援している。活動に必要な費用の一部は、学友会が補助している。（提出 - 4、8-2）学内には、学生食堂（190 席数、営業時間 11:00～13:30）高等学校との共同利用である。そのため、短大生の利便性の面からは不十分な部分も生じるが、業者の利益確保の観点からは止むを得ない事柄である。なお購買部（11:30～13:30）は、令和5（2023）年度から三田市内のベーカリーが入っており安価での提供されている。また同年度3月には食堂の外回りをテラス風に改修し、屋外での飲食も可能な快適な環境が整備されている。食堂内には、短期大学付設の三田市地域子育て支援センターを利用する小さな子ども連れの親子にも配慮した、子ども用の座席が用意されている。また食堂・購買部の運営については、学生支援委員会が学生の意見を聴取し業者に伝えるなど施設の充実を図っている。2F くつろぎと自習のスペースをつくった。（提出 - 4、8-2）

本学には敷地内に、74名定員の学園寮（楠木寮・翠光寮・菊水寮）がある。女子学生のみを対象とする寮であるため、男子学生及び寮を希望しない女子学生には、短大事務室で業者の紹介等をしている。現在、寮には一部に高校生も入居し共同生活を営んでいる。寮では住込み寮母1名、土・日担当寮母1名の計2名体制で生活支援を行っている。（提出 - 8-2）本学は駅から徒歩で通学できるため、通学バスは運行していない。ただし電車は30分に1本であり、利便性は高くない。そのため学生にも事前登録の上、自動車通学を認めており、隣接する敷地に学生用駐車場（約55台分）を契約している。また自転車通学をする学生には、敷地内に駐輪場を確保し通学の便宜を図っている。（提出 - 8-2）

本学では、成績優秀学生に奨学金を給付している。具体的には以下の表に示す通り、受験時に高等学校での成績に応じて入学金免除や学納金の一部免除等の制度、半期ごとの成績で一定の基準を上回った中の一定数の学生に対する学内奨学金等である。これらの制度は学生の学修への努力を高く評価するための仕組みであり、学修意欲の向上に役立つとともに同級生へのインセンティブになるよう、授与された者の名前を掲示板に公表している。また、国及び都道府県からの奨学金制度についても学生に周知し、利用の促進を図っている。（提出 - 4、8-2、9-2）（規程集-40、41）日本学生支援機構奨学金についても、新入生はもとより在学生に対しても利用の斡旋を行っている。（提出 - 4）

① 学校推薦型選抜（指定校推薦）入学者奨学金（令和7（2025）年度入学者）

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
指定校推薦 （第一種）	調査書評定平均値4.0以上	全額免除	年間 200,000円 免除	高い学修意欲と 専門職への明確な 目的意識を持つ 成績優秀者	26名
指定校推薦 （第二種）	調査書評定平均値3.5以上	全額免除	—		7名

（備考）入学後、成績評価が本学の設定した基準値を2期連続して下回った場合は、翌学期以降、授業料の免除を停止する。

② 学校推薦型選抜（学内推薦）入学者奨学金（令和7（2025）年度入学生）

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
学内推薦入試入学者奨学金	校長より推薦された成績優秀者で、調査書評定平均値が3.0以上の者	全額免除	年間 200,000円 免除	高い学修意欲と専門職への明確な目的意識を持ち、人間性豊かで向上心の高い者	1名
	校長より推薦された者(上記以外)	全額免除	—		0名
保育探究類型	保育探究類型に所属し、調査書評定平均値が3.0以上の者	全額免除	年間 200,000円 免除		6名

③ ファミリー奨学金（令和7(2025)年度入学生）

種別	概要	授与者数
ファミリー奨学金 (入試時)	湊川相野学園（高等学校・短期大学）卒業生又は在学生の3親等以内の親族で高等学校卒業又は卒業見込みの者。入学金のうち、100,000円免除	2名

② 入学後の奨学金（令和7(2025)年度実績）

種別	概要	授与者数
成績優秀奨学金A (学長賞)	入学後の学期毎の学修状況、成績により翌期の授業料の一定額（10%）を授与する。	前期 11名 後期 8名
成績優秀奨学金B (校祖幸田たま賞)	卒業時に総合的学修状況、成績により払い込み済み授業料の一定額（10%）を授与する。	2名
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担なし。	1名

その他、外部奨学金の取得状況は次の通りである（令和7(2025)年度）

・日本学生支援機構奨学金

	1年生	2年生	専攻科	合計
第一種奨学金	6	8	0	14
第二種奨学金	11	6	0	17
第一・第二種併用	7	14	1	21
給付奨学金	40	35	0	75

・幼児教育保育学科学生対象各自治体奨学金

兵庫県：1年生…2名、2年生…1名
京都府：1年生…1名、2年生…1名
高知県：1年生…1名
鳥取県：1年生…1名

本学では、入学時の健康診断や入学後も1年に1回、学生の健康診断を実施しており、学生の健康状態の維持・把握に努めている。また保健委員会が設置されており、継続的な注意・配慮が必要な学生への対応を準備している。保健委員会には、公認心理師、看護師等が配置されている。入学前・入学後に発症し注意が必要な疾患がある学生については、個別に本人や保護者を交えての面談を行い、必要に応じて学外の施設と連携した対応ができるようにしている。またすべての在学学生を対象に、年に1回、健康調査を実施しており、記載内容等はカウンセラーによって確認され、個別面談の必要な学生には面談が行われている。保健委員会では毎月1回開催される保健委員会会議で、配慮が必要な学生の情報が共有され支援の方法を決定し、必要がある場合には学外の施設と連携した対応に努めている。学舎とは別の建物に外付けの入り口をもつ学生相談室には、クールダウンスペース・面談室等の設備が配置されており、これとは別の本館の中に保健室が設けられ必要に応じて学生が利用できるよう環境が整えられている。(提出-4、82-) (備付-7-10、11-3、44、45) 毎年、1年生を対象にして「学生生活アンケート」を実施している。データに関しては過去の実績を蓄積しており、学生支援委員会で取扱いを検討している。加えて、その年度の卒業生を対象にして文部科学省実施の「全国学生調査」を実施している。また1年生向けの「学生生活アンケート」は、後期終了時に同じく無記名で①授業全般・②教職員全般・③施設・設備・④学生生活全般・⑤その他の5項目について自由記述でアンケートを行っている。これらアンケート結果を踏まえ、改善可能なものについては逐次改善している。(備付-7-4、11-4、40、41)

本学では社会人学生に対する学修支援体制として、社会人特別選抜を4回実施している。令和8(2026)年度入試では、社会人経験を有する満22歳以上を対象とした社会人奨学金(入学金のうち100,000円を免除)を用意し、社会人学生の受け入れ態勢を整備している。学修では、他の学生と区別せず一体となって指導を行っており、学生が互いの良いところを学び合いながら、学修成果を相互に高め合う態勢をとっている。(提出-9-2)

障がいがある学生に対しては、「障害学生支援方針」を基本とした具体的な支援方法の検討を踏まえて、保健委員会を窓口にしたチューターや教職員一体となった支援体制を整え、入学から卒業までの支援を行える体制づくりに取り組んでいる。(備付-46)

障がいがある学生への支援設備としては、本館・1号館・3号館にエレベーターを設置しており、本館・1号館には多目的トイレを整備している。平成30(2018)年度には学生会館周辺の改修工事を行い、自動ドア設置やテラスのウッドデッキ化とともにスロープを設置する等、キャンパス内のバリアフリー化をさらに進めた。(備付-46)

社会人を含めた多様な学修需要をもつ人々を受け入れるため、科目等履修生、聴講生の受け入れと長期履修学生制度を設け学則及び規程の整備を行って、幅広い年齢層が学修機会

を得られるよう体制を整えている。(規程集-37、38、39)

本学は学生の社会活動がもつ社会的・教育的意味を重視し、その支援を積極的に行っている。学生の ボランティア活動への支援は地域連携委員会が窓口となって展開しているが、学生支援委員会所掌業務の一部にも含まれている。学生への情報提供及び参加勧奨やコーディネートを行っている。三田市関連事業や北九州北部豪雨被災地支援（平成 29（2017）年、平成 30（2018）年）・西日本豪雨被災地支援（平成 30（2018）年、令和元（2019）年）などの活動実績がある。活動先から高い評価の得られた事例は、地域連携会議での報告や教職員に提供・連絡している。数年間のコロナ禍の中で、ボランティア活動は十分に行えない状況であったが、ようやく、活動を再開し、地元の小学校の夏祭り行事支援、相野商工会主催の行事支援などを行った。学生支援委員会の所掌するボランティア活動には、本学オープンキャンパスにおける学生スタッフの管理・指導と入学式・学位記授与式における学生スタッフの管理・指導の 2 つとなっている。(規程集-11) これらの学生のボランティア活動は、利他的な行動として積極的に評価されるべきものであるが、ボランティアの精神から言って授業評価への加算のような形で、実利的扱いをすべきではないと考えている。各学科・専攻課程での学生のボランティア活動への参加と評価の実際は、下記の通りである。人間生活学科では、学科として学生の社会的活動に対し、何らかの評価をすることはないが、各学科において学生に対する評価をする際の参考としている。同学科では、地域連携委員会とキャリアセンターが共同し、学生が主体となる地域活動やボランティア活動を組織的に行っており、三田市との協定に基づく事業は複数あり、養護教諭コースの学生を中心に、近隣市の学校スクールサポーターや野外体験活動の救急支援員などに参加している。幼児教育保育学科では、学内併設の三田市地域子育て支援センターや、短期大学の教員によるあいあい講座などでの保育ボランティアに積極的に取り組んでいる。その他、障がい者・児、高齢者施設などの三田市内の施設でのボランティアなど参加した学生に対して、教員は感想を聞いたり、学生間での共有を促したり、その都度評価を行っている。なお、本学は現在、過去 5 年以上留学生が在籍していないため、支援体制については整備をしていない。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

- ・就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- ・就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- ・就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- ・学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- ・進学、留学に対する支援を行っている。就職支援のための教職員の組織を整備し活動している。

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

本学は教職員で構成するキャリア支援委員会を設置しており、運営に関する会議や情報交換を行っている。関連する授業の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講しながら、主にキャリアセンター担当者が、1年次から学生の就職に向けた支援を開始するなど、資格を活かした進路選択や就職試験対策への支援を実施している。また、本学で取得可能な資格以外の職域への就職を希望した学生に対しても柔軟な職業選択が出来るように支援をしている。

キャリアセンターは本館入り口横の入りやすいスペースに設置され、資料、相談ブースを整備し専門の職員が配置されている。本学ではキャリア教育は単なる就職支援に留まらず、働くことを学生の人生の展望全体の中に位置づける全人的能力形成を目指す教育であると理解し、学生支援に当たるべく、全教職員の協力体制の構築に努めている。

キャリアセンターは平成 28（2016）年度に設置され、キャリア支援委員会体制となった後も就職支援に留まらないキャリア教育として就職支援を行い、学生が希望する進路選択ができるよう支援している。センターには卒業後の進路選択に必要な資料が豊富に備えられ、学生が自由に求人情報を閲覧し何かあればすぐに質問ができる環境が整備されている。センターには職員（キャリアコンサルタント）が常駐しており、個人面談・就職試験対策等、学生の多様な要望にきめ細かく対応している。センターの開室時間は原則として、平日 8：45～17：15 である。資格取得のための学生支援については、本学は資格養成校であり各学科・専攻課程ごとに目指す固有の資格があるため、基本的には学科での支援が主になる。ただし各種資格は各学科・専攻課程それぞれの教育課程の修得の結果として取得されるものなので、就職対応の特別な資格取得支援は、部分的に実施するに留まっている。（備付-46）

2年間の教育・学修の中で身につけたものが就職試験で表現されるものであり、日常の教育こそが就職試験対策であると考えている。そのため資格取得への支援は、日常の学生との個別面談の中で必要に応じて実施している。また養護教諭の教員採用試験に合格するには、早期からのモチベーションの維持が重要である。試験対策については指導に当たる教員とともにセンターも支援をしている。

就職に関する状況の分析については、キャリアセンターから教授会に対して就職の内定率を報告し、進路決定状況についての理解を共有し教員が就職への意識を高められるよう後押ししている。

キャリアセンターは学生の就職に関する希望を確認し、企業等にも求人の有無を問い合わせ就職につなげている。センターは学生の就職支援に当たって、各学科で取得資格の過程で獲得した能力や資質は、他の業界でも通用し活用可能であるという観点から学生を勇気づけ、広い視野から就職先を選定できるよう支援に努めている。

1年生の後期には、活動時期など動機づけをしている。また、学生の就職ガイダンス等で前年度「卒業生の就職先一覧」を配布し、モチベーションアップにつなげている。

編入学の可能性を広げるため、指定校を中心に進学希望をもつ学生への指導・支援に当たっている。留学に関しては、近年は希望者がいないため情報提供にとどめ積極的な支援はしていない。（提出-4）（規程集-16）（備付-26）

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

- ・食堂、売店の充実化のための環境整備などを検討する必要がある。
- ・学生の社会活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を積極的に評価するための

組織だった対応を検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- 5：入学から卒業までの経年的な視点に基づく、教養教育の効果の測定・評価の手法について引き続き調査・研究し、エビデンスに基づいた本学で利用可能な手法の開発に努める。
- 6：教育評価の手法全体を見直し、学生の学修成果の獲得状況を把握するためのより適正な評価の在り方、及び手法について引き続き調査・研究する。
- 7：キャリアセンターの調査項目について不十分なところもあるが、継続性を考えると全面改訂する時まで数年はこのまま継続する。
- 8：IR 活動に必要なデータの収集・解析に必要なソフトウェア等は高価なものが多いため、財政基盤が脆弱な本学では対応に困難がある。現在は必要なデータを可能な限り選別し必要な処理を施すという工夫をしながら、少しずつ効果的な手法の開発に努めている。当面、この努力を継続する。
- 9：レメディアル教育ワーキンググループの活動を活発化させ、基礎学力が不足する学生に対する補習授業の必要及び在り方についての全学的な方針と対応策を引き続き検討する。
- 10：IR 活動に関わる計画は課題 9 の記述の通りだが、この仕組みの眼目が客観的なデータに基づく学生指導の適正化により、学生の学修成果の獲得をさらに前進させることであるという観点から、本学にできる範囲で IR 活動の拡充を引き続き目指す。
- 11：学長表彰のような形での、学生の社会的活動を積極的に評価するための新しい方法の導入を引き続き検討する。
- 12：本学のキャリア教育に対する考え方を各教職員の間で共有するため、従来から取り組んできた教授会や FD 等での議論の機会を増やすように計画を立案、実施に結びつける。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 11 教授会議事録

提出資料 - 規程集

- 4 湊川短期大学 運営会議規程
- 7 湊川短期大学 FD・SD 委員会規程
- 33 湊川短期大学 紀要投稿規程
- 35 湊川短期大学 教員選考規程
- 48 湊川相野学園 事務組織規程
- 50 湊川相野学園 専任教職員就業規則
- 51 湊川相野学園 有期雇用教職員就業規則
- 53 湊川相野学園 給与規程
- 52 湊川相野学園 退職金規程
- 56 湊川相野学園 育児休業に関する規程
- 57 湊川相野学園 介護休業に関する規程

- 備付資料 7-11 ウェブサイト「湊川について」（教育情報の公開）教員紹介
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
- 7-12 ウェブサイト「湊川について」（研究紀要）
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
- 11-4 委員会議事録（学生支援委員会）
- 17 FD・SD 活動記録 [令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度]
 - 48 教員配置
 - 49 専任教員履歴書・業績書
 - 50 非常勤講師一覧
 - 51 専任教員の年齢構成表
 - 52 教員出講一覧表
 - 53 教科目授業記録
湊川短期大学 紀要
 - 54-1 [令和 5（2023）年度] 第 59 集
 - 54-2 [令和 6（2024）年度] 第 60 集
 - 54-3 [令和 7（2025）年度] 第 61 集
 - 55 教員以外の専任職員一覧表

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教課員組織が編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、人的資源としての教員が学生の学修成果の獲得の要にあるという観点から、公表している三つの方針の実現に向けて教員組織を編成し、協力と切磋琢磨の体制づくりに努めながら教育研究に当たるための態勢を構築している。

短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されており、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。（備付 - 48）

下表は、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在在籍の専任教員数を示しており、2 学科ともに教授の数を含め、教員数は短期大学設置基準を満たしているだけでなく、設置基準を上回る教員が配置されており教育力の強化が図られている。

学科・専攻名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	計	〔イ〕	〔ロ〕	
人間生活学科	3	1	3	7	5	—	0
幼児教育保育学科	4	3	2	9	8	—	0
小計	7	4	5	16	13	—	0
〔ロ〕	2 (+学科の 超過分 1)	0	0	2	—	3	0
合計	9	4	5	18	13	3	0

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を充足するように、本学の教員選考基準・教員昇任基準に基づいて専任教員の職位ごとに、真正な学位・教育実績・研究業績等及び短期大学における教育の担当者にふさわしい教育上の能力、とくに教育実践力・教科適合性等をもっていることを必要要件と定め、それらに適合した者の採用・昇任を行っている。教員に関する情報は本学ウェブサイトにおいて、専任教員数及び教員組織・各教員が保有する学位及び業績等が公表されている。（備付 - 7-11、49）

学科のカリキュラムポリシーに基づいて、その具体化に必要な専任教員と非常勤教員（兼任）が配置されている。カリキュラムポリシーに基づいた教育課程を具体的に進めていくにあたっては、専任教員が中心となりながらも非常勤教員がその補完をしていく態勢がとられている。専任教員と非常勤教員の合同の授業も多くあり、連携することによって教育効果が高められている。非常勤教員単独の授業でも、専任教員・非常勤教員が授業の前後に相互に連絡をとり合い、学生が学修成果を獲得できるよう意思の疎通を図っている。

非常勤講師の教員採用は、専任教員の採用と同様、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用し、運営会議（人事案件）と教務委員会で確認をしている。（備付-50）

学科のカリキュラムポリシーに基づいて、補助教員を配置している。人間生活学科の食育健康コースの「クッキング」・「食育実習」等の調理実習の授業に調理実習指導助手（非常勤）が配置されており、補助教員の補助によって教育内容の伝達と定着が大きく向上し、学生の学修成果の獲得に貢献している。

教員の採用・昇任は、教員選考規程・就業規則に基づいて厳格に行っている。教員の採用に関しては、学長の許可のもとで運営会議（人事案件）が選出する選考委員会委員が、公募も含めた採用業務を行うことになっている。選考委員会は、提出書類の選考及び面接や模擬授業等の結果を基に候補者を学長に推薦し、学長は運営会議（人事案件）に諮り適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議のうえ決定することになっている。昇任には学科長推薦と自己推薦があり、学長は提出された資料に基づき運営会議（人事案件）に諮り、適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議し決定することになっている。（提出-11）（規程集-4、35、50、51）

【区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。】

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、各教員の担当科目との整合性を図りながら成果を上げている。

本学は、専任教員の担当科目と関連した研究活動の発表の場として、「湊川短期大学紀要」を年1回、本学教員が編集委員となって発行しており、令和7（2025）年度は7報の論文等の研究成果を掲載し、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいた研究成果をあげている。

個々の教員の研究活動状況は、researchmapに公開するように促している。また研究業績の一部は本学ウェブサイトの「教員紹介」にも掲載している。（規程集-33）（備付-7-12、54-1、54-2、54-3）

本学教員の令和7（2025）年度の外部研究費の獲得状況は、下記のとおりである。

採択者	直接経費	間接経費	合計
-----	------	------	----

松尾講師（代表研究）	400,000	120,000	520,000
合計	400,000	120,000	520,000

本学は、文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に沿って、研究費の不正使用防止や研究活動における不正防止のため以下の規程を整備している。

- ① 湊川短期大学における研究活動行動規範
- ② 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ③ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ④ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達等事務手続きルール
- ⑤ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収[業者の皆様へ]
- ⑥ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について
- ⑦ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ⑧ 湊川短期大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について
- ⑨ 湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画
- ⑩ 湊川短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- ⑪ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

本学では科研費申請に当たって、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」の定期的な受講を必須とすることによって研究倫理の遵守に努めている。

本学は平成 17（2005）年以降、専任教員全員に研究を行う研究室を整備している。また教員には、月曜日から金曜日（木曜日を除く）の間に週 1 回の研修日を設けることが認められている。（備付 - 52）

学内には FD・SD 委員会を設置し規程にも定めている通り、授業・教育方法をテーマとする FD を随時開き、教員はそれを授業の改善に活かしている。本学では、湊川短期大学アセスメントポリシーが策定されており、その中の FD 委員会の役割に、学生の授業評価を基に選ぶ「優れた授業の選定と共有」が位置づけられている。こうして選ばれた授業担当者を講師とする FD が開催され、教員はそこで得たものを自分の授業・教育方法の改善に活かしている。（備付 - 17）（規程集-7）

本学の専任教員は個々の授業担当教員として、また 30 名以下のクラス担当のチューターとして、教務事務担当者を中心とする事務職員と日常的に密接な協力態勢をとって、それぞれの教育活動に取り組んでいる。とくに授業管理・学外実習関係などの運用においては、学生の学修成果の獲得に短大事務室の職員との連携が欠かせないため、円滑な履修ができるよう協力して対処している。また本学の学生の 30%強を占める寮生の指導及び寮の運営においても教員・職員との連携が欠かせないものであるため、学生支援委員会の寮部会の教員が中心となって事務職員との連携に努めている。（備付 - 11-4）

また、本学の専任教員は各学科の学生の就職やボランティア活動に関して、キャリアセンター・地域連携委員会の職員との連携・協力に力を入れているほか、学生生活の悩みなどについて学生相談室や保健委員会と連携した取り組みをしている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務職員は事務の職務を遂行するのに必要な専門的な職能を有している。事務室は数か所に分散しているが、業務は集約され統一的な管理の下で、職員各自の能力や適性を発揮できる環境が整えられている。また、上記の事務組織の事務関係諸規程を整備している。(規程集-48)

業務に関しては業務分掌に基づいた担当業務に従事することになっているが、人員も十分とは言えないため事務職員は、教員との連携も含め相互に協力するジェネラリストとして業務に当たることになっている。日常業務は常に見直しを図り、学内業務の流れや外部への発信文書等の業務の改善を行っている。

事務処理に不可欠なパソコンは各職員に 1 台整備されており、プリンターや複写機の事務機器も備えられ、業務が円滑に行えるよう配置されている。

卒業生の成績記録の管理については、学籍簿とは別に過去の成績記録をバックアップも含め適正に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学は、学生の学修成果獲得に必要な事務組織を整備している。

短大事務室に室長・室長補佐、主任を置き、指示命令系統・責任の所在を明確にしている。事務組織としては、事務室において総務、教務、キャリア・入試等の担当を設け、子育て支援センター事務室を設置している。学内には情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備しており、データ管理は当然のこと、教職員が情報共有できるシステムを通じ業務の効率化を図っている。

また、事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員個々及び教員所属の学科と連携して業務を行っている。(備付 - 55) (規程集-48)

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

FD・SD 活動に関しては、教員と事務職員合同の FD・SD 委員会を設置し、また規程を整備して、教職員の自己点検と向上に向けた取り組みを毎年度確実に行っている。

学園全体として事務部門に特化した SD 研修を行い、専門職としての事務職員の育成を行って職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。また、事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員個々及び教員所属の学科と連携して業務を行っている。

また教員に対しては、学生の授業評価アンケート結果を受けて行った授業改善の取り組みを発表することによって、共有し学びあう研修等も行っている。今後もさらに拡大するよう努めていく。(規程集-7)

指導補助者は少数であり、適宜担当者との意思疎通、教育目標の共有などは行われている

ものの、規程は未整備のため今後の検討とする。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

(1) 本学では、湊川相野学園諸規程集として一括管理をしている。「就業規則」・「給与規程」・「退職金規程」・「育児休業に関する規程」・「介護休業に関する規程」等を整備しており、これら諸規程に基づいた人事管理に努めている。(規程集 - 50、51、52、53、56、57)

(2) 就業規則、諸規程は共有サーバーにデータベースとして収納し、常時閲覧できるようにしている。諸規程の改正については、その都度教授会、理事会で承認した後、規程を改正したことを教授会・職員朝礼等で告知し知周している。

(3) 就業規則に基づいて教職員の業務を適正に管理している。教員は3段階シフトを含めた勤務の管理を勤怠簿で行っている。職員については、データによる勤怠簿で管理を行っている。年休・欠勤・振休・出張・研修等は届出が必要である。届出は短大事務室を経て、法人事務局において管理している。短大事務室は毎月勤怠簿と照合し、届出等の不備がないかを管理した上で毎月の集計を行っている。また出張に関する復命書についても短大事務室において勤怠簿との照合を行っており、教員の授業の実施については短大事務室が教科目授業記録を管理している。(備付 - 57)

(4) 教員の採用、昇任については教員選考規程に則り、教員選考委員会、運営会議を経て決定している。職員採用、昇任については、法人事務局において就業規則に則り行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

- 17 湊川短期大学 図書館資料の廃棄規程
- 34 湊川短期大学 学生個人情報保護規程
- 45 湊川相野学園 リスク及び危機管理規程
- 64 湊川相野学園 個人情報管理規程
- 65 湊川相野学園 経理規程
- 66 湊川相野学園 固定資産及び物品管理規程
- 70 湊川相野学園 防火管理規程
- 74 情報セキュリティ基本方針、基準、規程

- 備付資料
- 56 校地、校舎に関する図面
 - 57 各教室内機器配置図
 - 59 図書館の概要（リーフレット及び業務マニュアル）
 - 60 図書館関連書類一式
（平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等資料）
 - 61 湊川短期大学消防計画

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は各学科の教育活動を可能にするための、校地・講義演習室・図書館・諸設備等を保

有しており、実地に活用している。本学の令和 7（2025）年度時点の収容定員は 200 名である。よって設置基準上必要となる校地面積は、 $200 \times 10 \text{ m}^2 = 2,000 \text{ m}^2$ となる。現有の校地は、校舎敷地 15,527 m^2 と運動場用地 16,799 m^2 があり、合計で 32,326 m^2 である。従って本学は、設置基準に対して十分な校地を有している。

本学の運動場は学舎と同一の敷地内に位置しており、16,799 m^2 の広さがある。これだけでも設置基準を上回る広さであり、十分な面積の運動場であると言える。また隣接敷地には 72 部屋を有する学生寮を設置しており、自宅からの通学が困難な学生に対し十分に対応が可能である。

設置基準上で必要となる校舎面積は次の通りである。人間生活学科（収容定員 80 名）（家政関係）1,250 m^2 、幼児教育保育学科（収容定員 120 名）（教育学・保育学関係）2,350 m^2 であり、合計 3,600 m^2 となる。それに対して、現有の校舎面積は 8,767 m^2 あり、十分な広さを有している。

敷地内には、十分な広さの芝生の広場にベンチを設置しており、学生の休息の場となっている。また学生会館 1 階には 182 席を有する食堂が設置されており、学生の休息・交流の場として活用されている。

校地はすべて同じ敷地内に位置しており、移動距離は短い。ただし、校地がなだらかな傾斜地となっているため、校舎間をつなぐ通路が坂や階段になっている部分がある。平成 28（2016）年度に実施した耐震改築工事に伴う新本館建設時の校内整備により、校地内の階段はすべてスロープやエレベーターが設置されるようになり、キャンパスのユニバーサル化が進んだ。ただし建物の構造上の困難から、図書館と 5 号館の 2 か所が、階段に頼らざるを得ない状態で残されている。障がい者対応のトイレは、2 か所に設置されている。

講義室、演習室、実験・実習室の配置に関しては、2 つの学科の必要に応じた教室を配置して教育を行っている。人間生活学科では、4 つのコース（養護教諭コース、医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース、心理デザインコース）それぞれに必要な「看護学実習室」・「模擬保健室」・「OA 教室」・「調理実習室」・「理化学実験室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。幼児教育保育学科では、「保育室」・「リズムスタジオ」・「音楽室」・「電子ピアノ室」・「個人ピアノレッスン室」・「図工室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。高額な機器等は年度を限った目的予算を組んで整備してきており、令和 5（2023）年には OA 教室のコンピュータ 41 台の一斉更新や、個人ピアノレッスン室のピアノを年次計画で更新してきた。

また、平成 28（2016）年度末に竣工した本館においては、普通教室の全てに視聴覚対応の天吊りプロジェクター・スクリーン・DVD デッキ・音響機器・コンピュータ（大・中教室）等の設備が備えられており、教員は普通教室において情報通信機器を活用した授業を展開している。同じく本館においては、各階にオープンスペースとしてラーニング・コモンズが配置されており、学科を問わない幅広い用途に利用するとともに、アクティブ・ラーニングやグループワークなどのさまざまな授業形態で活用されている。（提出 - 4）（備付 - 56、57）

本学は、平成 17（2005）年以降、専任教員全員に研究を行う研究室を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

本学における固定資産の管理においては、湊川相野学園「経理規程」に定め、その運用において、「固定資産及び物品管理規程」を定めて、法人が所有する物件の取得、修理等適切な維持管理に努めている。（規程集-65、66）

施設設備の管理については、日常の施設の管理については、清掃業務を専門業者に委託し、消防用設備、空調設備、エレベーター設備等は、定期的に点検を実施する等適正な維持管理に努めている。また、物品については、常に在庫状況を把握し、運営に支障がないよう適宜補充を行う等、管理に努めている。

本学では、「リスク及び危機管理規程」を整備し、本学に発生する自然災害、火災等様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生、職員等の防災安全対策に努めている。（規程集-45）

本学では、施設の防火管理を徹底するため、「防火管理規程」を整備するとともに、防火管理者を配置し、定期的に学生、教職員による学内全体の初期消火・避難訓練・放水訓練等を実施している。また、学生に対し、火災予防の観点から消防署と連携して火災予防フィルムを視聴させる等、火災予防の啓発と強化に努めている。

また、地震対策では、阪神大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化が早急な課題であったことから、学生、教職員の安全確保等、防災安全対策の観点から文部科学省の補助金を利用して、耐震改築工事を行った。耐震強度のない校舎の解体も平成 29（2017）年度上 4 半期に完了した。

本学の防犯対策としては、夜間に警備員を配置するとともに、校門・各校舎入口・通路等各所に防犯カメラを設置し、学内の防犯対策に努めている。短大事務室にモニターを設置し、適宜カメラで監視できる態勢を整えている。防犯カメラは相手に意識させることによって、犯罪の防止に寄与することが期待される。なお、その設備については、適宜機能点検を行っている。また、所轄の警察署と連携し、適宜警察官による学内巡回警備を実施している。その他、特に防犯対策が必要な箇所は、警備会社に夜間の機械警備を委託し、防犯対策を図っている。

火災予防のために施設内に設置された消防用設備を消防法の規定に基づき、定期点検を実施するとともに、学生・教職員を対象に定期的な学内全体の初期消火・避難訓練等を実施している。教職員対象は概ね夏休み期間を利用し初期消火等を重点的に行之、学生対象は 11 月に火災を想定した避難訓練と消防署員による講話を例年実施している。（備付-61）（規程集-71）

本学では、すべての学舎に LAN 設備が配置されており、学生の学修成果の獲得に役立てら

れている。また、すべての教職員に1台ずつのコンピュータが整備されており、研究・職務の充実に役立てられている。平成28(2016)年の新本館建設に合わせて情報ネットワークの整備・一体化と情報セキュリティの強化を行ったほか、情報セキュリティ基本方針、基準、規程を策定した。(規程集-75)

教職員のコンピュータは学内のシステムとして作動し、多くの個人情報等を保有していることから「個人情報管理規程」が策定されており、学生の個人情報の管理を目的に「学生個人情報保護規程」が定められている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策として、市販のセキュリティソフトを導入し個人情報等の保護に努めている。(規程集-34、64)

本学は近代的な設備をもつ新本館の建設も影響して、建物の運営等において多量の光熱水量を消費しているが、ESD及びSDGsの観点から省エネルギー対策の必要を自覚し、節電、節水に努めている。また平成28(2016)年度末に完成した新校舎には、この観点から地熱冷暖房システムによって、エアコンの節電効果を高めるシステムを導入した。

本学から排出される廃棄物は法人の指示に基づき、現在、可燃物ゴミ・不燃物ゴミ・空き缶・瓶等、分別収集が行われておりリサイクル可能な廃棄物はリサイクル資源化し、省資源対策に取り組んでいる。また、地域周辺の小中学校の保護者団体と連携して新聞・雑誌等リサイクル可能な資源は、リサイクル資源として収集し処分することによって、地域活動に貢献している。また小さなことながら、学内トイレ内の蛇口に「節水コマ」を取り付けて節水の強化を図っているほか、空調機の節電対策として、定期的に空調室内機本体並びにフィルターの清掃を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 5 履修ガイド <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

備付資料 57 各教室内機器配置図
62 学内LAN敷設状況
63 OA教室配置図
64 OA教室仕様書

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は、技術的な教育資源が学生の学修成果の獲得にとって重要な意味を持つことを認識しており、その計画的な整備・拡充に努めている。

学科・専攻課程の教育目標にあわせた教室・備品の整備を行っており、OA 教室以外のすべての普通教室にもプロジェクターやスクリーン、DVD 機器等を備えている。またラーニング・コモンズにもプロジェクターが備えられており、学修成果の獲得をサポートしている。

さらに短期大学本館には、大教室、中教室、小教室、OA 教室、リズムスタジオ、保育室、模擬保健室、保健室等が整備されている。各教室にはプロジェクター、スクリーン、DVD 機器、マイク、スピーカー等を設置し、教育環境の充実を図っている。また、OA 教室では新しいカラープリンターを導入し、教育環境を向上させている。(備付-57、62、63、64)

情報技術の向上に関しては、新入生に対して入学後のオリエンテーションで、ID の配布・ID アクティベート・メール利用・携帯電話等との同期設定等の指導をし、PC 等の使い方について指導している。また、緊急時の遠隔授業が円滑に行えるよう Microsoft Teams で講義システムを構築している。新任教員に対して採用後に ICT 活用に関する研修を実施し、業務遂行を支援している。人間生活学科及び幼児教育保育学科では、OA 教室を用いた授業が設定されており、MOS (Microsoft Office Specialist) 資格の取得を目指した教育を行うことで、情報技術の向上に役立っている。(提出 - 5、13-2)

技術教育的資源の拡充を目的に、補助金や学校法人の特別予算などを活用することによって、サーバーやファイアウォールの更新等を情報教育委員会の計画に基づいて、計画的に整備している。

学内の本館及び一部校舎に無線 LAN のアクセスポイントが設置されたことにより、教員は各教室内で情報機器を利用した授業を実施できるようになり、学生は学内に用意されたパソコンや自分のタブレット端末等を使用することができるようになっている。またマイクロソフト社の office365 が導入されており、クラウド上で学生とのやり取りができるよ

うな仕組みが整備されている。学生が使用するネットワークと教員が使用するネットワークは、分けて運用されているが、office365 のクラウドサービスを利用することで、ファイルのやり取りが出来るようにしている。(備付 - 62)

本学の教職員には、1 人 1 台の PC が整備されている。平成 28 (2016) 年度の新校舎建設に伴うキャンパス整備事業以降、随時学内ネットワーク機器の移設だけでなく、新校舎サーバー室を中心としたキャンパス内のネットワーク配線及びネットワーク機器の大幅な再構成が行われ、適切に運用されている。非常勤講師には専用の PC を用意し、授業ごとに貸出しを行っているほか、非常勤講師室に PC を設置するなどの必要な整備をしている。(備付 - 62)

平成 27 (2015) 年度に設置した Moodle のサーバーは、平成 28 (2016) 年度から本格的に運用されている。しかしながら令和 7 (2025) 年度では Moodle を活用している授業はないものの、対象授業を増やす努力を続けている。また、情報教育支援システム(Wingnet)・ロール紙プリンター・3D プリンターが導入され、それぞれ教育活動等で活用されている。

OA 教室には、1 クラスが授業を展開できるだけの PC 及び、教員用 PC が設置されている。また医療事務のソフトも導入されており、医療秘書検定対策ができるよう整備されている。(備付-63、64)

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 4 学生便覧 <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
11 教授会議事録
13-2 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド・学生便覧)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
13-3 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)事業報告書(財務情
報を含む) <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
15 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式1]
16 事業活動収支計算書の概要[書式2]
19 計算書類[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
・貸借対照表 pp.1-2
・事業活動収支計算書 pp.3-6
・資金収支計算書 pp.7-9
・活動資金収支計算書 pp.10-11
・事業活動収支内訳表 pp.17-26
・資金収支内訳表 pp.27-38
・人件費支出内訳表
・固定資産明細表
・借入金明細表
・基本金明細表
20 財産目録(写し)[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
21 事業報告書[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
22 事業計画書[令和8(2026)年度]
23 予算書[令和8(2026)年度]
24 理事会議事録
25 評議員会議事録

提出資料 - 規程集

- 65 湊川相野学園 経理規程
67 湊川相野学園 資産運用管理規程

- 備付資料 7-13 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)事業報告(財務情報
を含む) <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
17 FD・SD活動の記録
65 湊川相野学園創立100周年記念募金のお願い
66 学園創立100周年記念募金お礼とご報告
67 財産目録[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
68 計算書類[令和5(2023)年度～令和7(2025)年度]
69 監事の監査状況

- 70 理事会資料
- 71 理事長の履歴書
- 72 学校法人実態調査〔令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度〕
- 73 湊川相野学園中期計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- 1. 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- 2. 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- 3. 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- 4. 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- 5. 短期大学の存続を可能とする財政が維持している。
- 6. 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てている。
- 7. 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- 8. 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- 9. 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- 10. 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- 11. 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- 12. 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- 13. 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- 1. 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- 2. 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- 3. 年度予算を適正に執行している。
- 4. 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- 5. 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- 6. 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

本学は次の通り、財的資源の把握及び管理を適切に処理している。

令和 7(2025)年度における教育活動資金収支差額は、9,548,162 円のプラスであった。施設整備等における収支は、令和 7(2025)年度は幼稚園にエレベーターを設置したことと、既存施設に対する空調機設置などを行ったため 41,166,744 のマイナスであった。幼稚園の 2 号基本金の組入れ額は昨年度よりも少なく 20,000,000 円であった。その他活動においては、有価証券売買での差額も大きなものはないが、受取利息・配当金収入が好調でありプラスに転じている。

最終の増減額は 2,005,238 円のプラスとなり、この金額は、貸借対象表上の現金預金の微増が見込まれ、ここにその他の金融資産(有価証券など)の増減と特定預金・2 号基本金の増減を加味したものが実質的な支払可能資金の増減として考えられる。

また、私学事業団が出している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によると B0 から現在は辛うじて B0 を保っている状態である。

要因は学生・生徒・園児数の減少とそれに対する費用の削減が進んでいないことである。また、金融資産の増減(現金預金・特定資産・有価証券の合計)は将来的に減少が見込まれるが、保有している資金の状況から急激に危機的状況になるまでにはなっていない。

学園全体の事業活動については、学生・生徒・園児数の減少により赤字である。令和 7(2025)年度において教育活動収支が大幅なマイナスであり、短期大学学生、高等学校生徒の減少のみならず、幼稚園の園児数も少子化の影響を受け減少し収支の構造が崩れている。法人全体での人件費率も 70%を超過し、また諸経費の削減も進んでおらず収支構造の再構築が必要である。

財政状況であるが、令和 7(2025)年度はプラスであったが、教育活動での収支が、金融資産を増加させているとは言い難い。ただし現状では、新たに発生した金融債務はなく、借入金返済についても問題はない。流動比率、運用資産余裕比率は若干の悪化が予想されるが、資金的に直ちに困ることはない。ただし、現状の金融資産では固定比率から鑑み施設設備の更新が自己資金だけでは難しい。(提出 - 12、13、16)

部門別において収入・支出超過の理由の把握と解析を行い、現状を次のように分析している。(提出 - 16)

大規模な改修工事と固定資産の新規取得は予定されていない。平成 30(2018)年度の借入も少額であり、貸借対照表上で固定資産と有利子負債が増加しているが、財政状況を著しく悪化させるものではなく、健全に推移している。(提出 - 16)

令和 7(2025)年度においても法人全体で事業活動収支は赤字が見込まれており、教育活動収支差額も赤字であるため、現行体制での長期的な継続が困難であると言える。(提出 - 12、16、7-2) 短期大学単体での事業活動収支は慢性的赤字であり、特段の資本的支出が無い状況で資金収支が赤字であり、存続そのものの意義が財政的には問われ、令和 7(2025)年度以降収支構造の見直しが計画され実行中である。(提出 - 12、7-2)

退職給与引当金などは要設定額(期末要支給額の 100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額)どおりに引き当てられ、目的どおりに使用されている。(提出 - 16)

資産運用管理規程は整備され、規定どおりの運用を行っている。また、必要に応じ規程は通常の手続きをもって改定されている。令和 6（2024）年度に大幅に改正されそれに基づき運用を行っている。（規程集-67）

教育研究経費は過去 5 年間、継続して帰属収入の 20%を超過している。令和 3（2021）年度が 26.5%、令和 4（2022）年度が 24.3%、令和 5（2023）年度が 25.4%、令和 6（2024）年度が 23.1%となっている。令和 7（2025）年度は法人全体で 23.1%であり、短期大学単体では 49.5%である。これは短期大学の収入が悪化している状況であるが、人件費を除く固定費の削減が進んでいないことが原因である。

近年、大規模な設備投資や修繕等を行ったため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は過大配分と言わざるを得ない状況である。（提出 - 16）令和 2（2020）年度は大幅に収入が低下しているため、特段の大規模な設備投資がなされていない状況でも高い比率を保った状況である。

公認会計士により年間 16 回の監査が行われ、指摘事項があった場合には、その都度対応している。（備付 - 70）

寄付金の募集は一般寄付金・現物寄付金ともに適切な募集と処理が行われている。また、特別寄付金（100 周年の森奨学金寄付金）についても同様である。学校債は現在のところ発行はなく、また残債も無い。（備付 - 66、67）

学生収容定員の充足率は慢性的に、100%を達成することができていない。妥当な水準の年もあるが稀である。各年度 4 月 1 日現在の充足率は、令和 3（2021）年度が 77.3%、令和 4（2022）年度が 72.5%、令和 5（2023）年度が 65.3%、令和 6（2024）年度が 74.2%、令和 7（2025）年度が 86.6%となっている。急激に回復している原因は幼児教育保育学科の定員数変更が原因であり学生数が増加したわけではない。

短期大学単体の単年度収支から鑑みると学生収容定員に相応しい収支であるとは言えず、本学単体で経済的に安定していると言い難い。（提出 - 19、13-3）

法人及び本学の予算編成は、経常的予算の「維持予算」と単年度スポットでの予算としての「目的予算」とで管理している。毎年 2 月中に各部署等の要望を聞き取り、短期大学事務室と法人事務局の担当者間で協議して予算案を作成し、3 月上旬での理事長室会で予算案を精査する。そこで精査され、差戻事項がなければ、3 月下旬の評議員会で審議され、理事会にて決定される。中長期計画に予算的な割振りはないが、概ね中長期計画に則って予算編成がされているかは精査・審議を通じてチェックされている。（提出 - 22、23、24、25）（備付 - 73）

本学では、事業計画及び予算について、学長を通じて運営会議及び教授会で報告され、各部署責任者に速やかに伝達され、予算の執行の許可と指示を行っている。（提出 - 11）

予算の執行と支払いの決裁に関しては経理規程に基づき行われている。支払いの実務は法人事務局にて行われ、会計処理も同部署にて行われている。また、予算が超過した場合や期中に追加支出が必要となれば、補正予算案を作成し当初予算と同様の手続きを経て決議される。（提出 - 24）（規程集-65）

日常的な出納業務において経理責任者は 200,000 円以上の支出は理事長の決裁を経て支出している。また、資金残高の状況、月次ベースでの出納の状況は逐次報告できる体制にある。

有価証券の管理台帳にて残高と利金が管理されている。また現金預金については、現金出納簿及び預金管理台帳に管理され、月次決算時に出納簿及び通帳等と総勘定元帳残高と一致しているか確認している。また、有価証券の購入及び売却については理事長の決裁を経て行われている。(提出 - 21)

月次試算表は経理システムで各校種ごとに作成し、適時報告している。また、予算執行に大きく変動がある場合は別途資料を作成し報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は日本私立学校振興・共済事業団の判断指標を用いた経営の実態把握を毎年度行っているが、年々財政上厳しい状況となっている。

昨年度末には今年度から 5 年間の中期計画を策定し、本学のこれからの将来像を明確にした。しかし少子化の進行と短期大学のさらに厳しい現状、幼児教育離れの現状の中で、将来像やそこに向けての具体的な行動計画は毎年見直しが必要な状況にあるといえる。(提出 - 21)

中期計画策定の中で、本学の数年の定員充足率の状況、全国の短期大学及び入学者の現状、短期大学教職員から聴取した本学の強み・弱みへの意見、また三田松聖高等学校を含む近隣の高等学校からの意見、地域連携会議からの意見など、客観的な環境分析を可能な限り行い、中期計画に反映した。

学生募集については、教職員が直接高校生と出会い、本学の良さ、特色、強みを直接、説明している進学説明会や進路ガイダンスを重視し、特に本学を信頼していただいている高等学校や地域を重点に活動している。また、寮を有することは本学の強みとし、下宿を念頭に入れた受験生のある地域も重点地域としている。

また経済的な状況に負けずに学修しようとする意欲の高い学生を応援するために、成績優秀者奨学金の項目を変更し、国の修学支援新

制度と合わせてさらに進学しやすい制度への変更を行った。学納金については、物価上昇の中で施設設備費の見直しを行い、さらに教育充実費を他の徴収費用とあわせた形に段階的に見直す計画も慎重に実行していく計画である。

短期の教育に的を絞り、専攻科生活福祉専攻、専攻科健康教育専攻の募集停止を決定し今年度最終年度となった。今後は養護教諭養成を中心にした学科と、保育者養成を中心にした学科で、小さくても教育に強い短期大学を目指して、2027 年度から定員の適正化と合わせた組織改編を実行する。限りある教職員のマンパワーを有効活用し、全精力を集中できる体制を整える。今後、組織改編にあわせてメリハリある教員採用と適正な教員配置を行う人事計画を実行中である。

施設の整備計画としては、平成 26（2014）年度から行われた学園全体のキャンパス整備で修繕は少なく、今後も大規模な工事は行わず最小の整備にとどめる。

外部資金の獲得については、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業による補助金獲得を目指し学内体制の整備確立に努め応募を重ねてきたが、項目変更により内容が高度化し小さな短期大学には不利な項目が増えたため、申請するが獲得するには至っていない。科学研究費補助金の間接経費など、獲得できる外部資金の研究などは今後も検討する。なお、遊休資産の処分等の計画は今のところない。（提出 - 21）（備付 - 55）

現時点では、組織改編の途上であり学生数と教職員人件費のバランスはとれていないが、定員管理を順次進める。しかし来年度の入学生数が目標値を割る状態になり、さらに厳しい状況となった。今後、目標値以上の入学生確保に尽力し、次の改組でバランスがとれるようにしていきたい。

教職員は全国の大学・短期大学の厳しい状況を正しく認識しており、本学の経営状況なども理解し、危機意識を持ちながら短期大学の運営に携わっている。今後も教授会などで経営情報の共有を行い、適正な危機意識の持続を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

14：研究情報公開の意義を共有し、登録実績の向上に努める。

15：学生定員の充足を目指すべく、同一法人の三田松聖高等学校保育探究類型との連携を開始、高等学校訪問等の募集活動の充実を図る。

16：奨学金は受験者が本学への進学を検討する際の重要な要素となっていることから、容易な削減ができない事項だが、学園の 100 周年事業の一部として新設された「100 周年の森奨学金」の活用を検討する。

17：現在進行中の短期大学の組織改革の一部として入学定員の見直しを行う予定である。ま

たこれまでの短期大学の組織改編に伴い、教員数に余剰がでることから今後の採用計画において削減に努める予定をしている。

18: 科学研究費獲得に向け応募数の増大に繋がるよう、学内科研の活性化を図るなど教員の研究活動の支援策を強化する。

19: 文部科学省からの一般補助金にも定員充足率に応じた増額・減額の処置がされるようになったことから特定の補助金の獲得よりも定員充足率の向上に注力し、補助金の減額を抑えることに注力する。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

- 提出資料 24 理事会議事録
25 評議員会議事録

提出資料 - 規程集

- 43 湊川相野学園 寄附行為

- 備付資料 1 湊川相野学園 80 周年誌
2 湊川相野学園 90 周年誌
3 湊川相野学園創立 100 周年記念誌
71 理事長の履歴書
72 学校法人実態調査
73 湊川相野学園中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

- (1) 理事長は、校祖幸田たま女史の教育への情熱と姿勢を継承した前理事長から、また周年記念冊子に残る教職員や卒業生の言葉から、本学園の建学の精神と教育理念についての理解を深め、不変の精神を基軸にした学園の発展を心がけている。(備付 - 1、2、3)
- (2) 理事長は、私立学校の独自性と公共性を絶えず意識しながら、学校法人の代表として「湊川相野学園寄附行為」に基づき、学園全体を掌握し、それらの業務を総理している。(規程集 - 43)

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に本学園の監事 2 名による財務及び運営に関する監査を受け、監査報告を付した実績報告書を理事会に提出し、議決を受けたのちに評議員会に諮問し、意見を聴取している。(提出 - 24、25)

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

<区分 基準IV-A-2 の現状>

(1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、私立学校法第 36 条及び「湊川相野学園寄附行為」第 15 条に基づき、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。(提出 - 24)

理事会は、「湊川相野学園寄附行為」第 18 条第 3 項に基づき、理事長が招集し、議長を務めている。特に重要事項については、あらかじめ内部の常任理事から構成されている常任理事会を開催し、必要に応じて意見を聞き理事会の諮問事項に上程している。(提出 - 24)

(2) 理事会は、短期大学の認証評価の意義を理解し、体制を整え必要な役割を担っている。(提出 - 24)

(3) 理事会は、短期大学の発展のために現状や社会的・教育的環境変化について所属団体での会合及び学長から説明を求めるなどして必要な情報を収集している。(提出 - 24)

(4) 理事会は、学校法人全体の運営に法的な責任があることを十分に認識し、短期大学の運営に関する法的な責任を理解した上で積極的に助言を行っている。(提出 - 24)

(5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。法改正等の状況に併せて行う規程の改正については、すでにある規程との整合性を絶えず考慮し、常任理事会・理事会の意見を参考に改正している。(提出 - 24)

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準IV-A-3 の現状>

(1) 理事選任機関は、「湊川相野学園寄附行為」第 7 条第 1 項に評議員会とすると定められており、寄附行為に基づき適切に選任している。

(2) 理事選任機関は、「湊川相野学園寄附行為」第 7 条第 1 項に評議員会とすると定められており理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の中で意見を聴取して選任されている。(提出 - 22)

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

- 提出資料 1 湊川短期大学 学則
 9 教授会議事録 [令和 5 (2023) 年度～令和 7 (2025) 年度]

提出資料 - 規程集

- 3 湊川短期大学 教授会規程
42 湊川短期大学 学生懲戒処分規程
59 湊川相野学園 湊川短期大学学長任用規程

- 備付資料 11-1 委員会議事録 (教務委員会)
 11-2 委員会議事録 (FD・SD 委員会)
 11-3 委員会議事録 (保健委員会)
 11-4 委員会議事録 (学生支援委員会)
 74 教員履歴書・業績調書 (学長)
 75 委員会・ワーキンググループ・センター委員担当者表

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。(規程集-3)

学生に対する懲戒については、湊川短期大学学生懲戒処分規程が定められている。(規程集-42)

学長は事務室長との密接な連携の下で、所属職員の統督に当たっている。

学長は、学長任用規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。(規程集-59)

学長は、学則等の規定に基づいて教授会を開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学のガバナンスに関する組織としては、学科長・教務部長・学生部長・短大事務室長・事務室長補佐で構成する運営会議が設けられており、月 2 回の会議が定例化されている。また学長は、必要とされる短期大学運営に関する事項及び教授会に諮る内容を運営会議に諮って検討した上で、教授会において提案し承認の上で決定している。教授会開催時には、その都度の協議事項及び報告事項が明示されており、学長は教授会が意見を述べるべき事項を教授会に周知している。(提出-3) (規程集-3)

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

本学には併設大学が無い、ため、合同で審議すべき規程は無い。

毎月の教授会での審議は、議事録が残され適切に管理されている。(提出-11)

学長は教授会等で、折に触れて学修成果及び三つの方針をめぐる政策動向とその意義を教職員に周知し認識の共有を図っている。また学科等においても、これらに関する議論が積み重ねられ年度末の方針の見直しに活かされており、教授会は学修成果及び三つの方針に関する認識を有している。

学内の運営組織は、教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、保健委員会、IR委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD委員会、図書委員会、研究活動推進委員会、人権・ハラスメント防止委員会、入試広報委員会、情報教育委員会、防災安全委員会、地域連携委員会、学園連携委員会等があり、学長は、これらの委員会での議論を基にした大学運営を統括している。種々の委員会、ワーキンググループ等にはそれぞれ規程が設けられており、学長は委員会メンバーの配置等を通じて適切にその運営に努めている。(備付-75)

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 25 評議員会議事録

提出資料 - 規程集

43 湊川相野学園 寄附行為

備付資料 69 監事の監査状況

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務、財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

- (1) 監事は、「湊川相野学園寄附行為」第 23 条に基づき選任される。「湊川相野学園寄附行為」により定員 2 名であり、現員は 2 名である。監事は本学園の建学の精神をよく理解しており、財務の状況については、税理士の資格を有する監事、学園全体の業務については過去に大学の事務局長の経験を有する監事を配置している。(規程集-43) (備付 - 69)
- (2) 監事は、自らの役職の意味を十分認識して、法人の経営方針、業務ルール of 遵守、経営及び業務の有効性及び効率性の向上等の法人全体の業務や財政の状況を法令及び寄附行為等の規定に基づいて適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会はもちろん常任理事会にも出席し必要に応じて意見を述べている。
- (4) 監査報告については、毎会計年度、当該会計年度終了後 3 か月以内に作成し、6 月に開催される理事会及び定時評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

(1) 令和 7 (2025) 年度の定時評議員会後は 29 名（湊川相野学園寄附行為第 33 条で定められている定員は 17 名以上 29 名以内）で、理事の定員が 6～8 であるため、評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって、構成されており、法令及び寄附行為の規定に基づき運営されている。

(2) 理事長は、「湊川相野学園寄附行為」第 38 条第 2 項により、①～⑩の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会でそれらを審議している。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金及び基本財産の処分、並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄付金品の募集に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。その他理事長が必要と認めた場合、臨時評議員会を招集し、諮問機関として適切に運営されている。（提出 - 25）（規程集-43）

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

(1) 令和 7 (2025) 年度の定時評議員会において、「湊川相野学園寄附行為」第 51 条に基づき、会計監査人は評議員会の決議により選任されている。

(2) 会計監査人は、法令で定めるところによって会計年度の期間中に監査基本方針及び監査計画に則り、監査を行い会計年度末から決算処理を行い、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査を行っている。

(3) 会計監査人は、監査を行った会計年度決算書を基に会計監査報告書を作成し、監事及び常任理事にその状況報告を行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

提出資料 13-3 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 事業報告書 (財務情報を含む) <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

提出資料 - 規程集

47 湊川相野学園 情報公開及び開示に関する規程

備付資料 7-14 ウェブサイト「湊川について」(ガバナンス・コード)

<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

76 ガバナンス・コード <https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務状況等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、本学のウェブサイトで教育情報の公開をしている。

学校法人の財務情報の公開については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、本学園の情報の公開及び開示に関する規程を整備し、開示している。本学の情報公開については、湊川相野学園のウェブサイトにも事業報告書並びに決算報告書、役員名簿等を公開し、社会に対する説明責任を果たしている。(提出 - 7-3) (規程集-47)

法人事務局においては、利害関係者の方にはいつでも閲覧できる体制を整えている。

(2) 令和 7(2025)年 4 月 1 日より日本私立短期大学協会ガバナンス・コード第 2 版を採用し、遵守状況をチェック表にて確認を行い、理事会、評議員会で報告した後に本学のウェブサイトで公表している。(備付 - 6-14、70)

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし